



第5次 雲南市教育基本計画

雲南市
雲南市教育委員会

教育基本計画の策定にあたって

雲南市は平成16年11月に6つの町村が合併して誕生し、令和6年11月に市制施行20周年を迎えました。これまでの雲南市を振り返り、20年の歩みを未来につなぎ、みんなが幸せに暮らせるまち「えすこな雲南市」となるよう決意を新たにしたいところです。

雲南市教育委員会では、雲南市誕生に合わせ「雲南市教育基本計画（第1次）」を平成17年5月に策定し、平成22年度の第2次計画、平成27年度の第3次計画、令和2年度の第4次計画と雲南市の歩みと共に改訂を重ねてきました。その間、一貫して教育基本目標を「ふるさとを愛し 心豊かでたくましく 未来を切り拓く 雲南市の人づくり」とし、特色ある教育施策を推進してきました。

令和4年には近代教育法である「学制」が公布され150年が経ち、小学校では開校150周年記念行事が行われ、脈々と受け継がれてきた地域に根差す教育が注目を集めました。

しかし一方では、教育を取り巻く環境は大きく変化しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大、ウクライナやイスラエルなどの国際情勢の不安定化、少子高齢化、急速な情報化など社会情勢は予測困難な時代に入ってきました。学校においても、GIGAスクール構想の推進、不登校生徒児童の増加、教員不足、教職員の働き方改革など教育の課題が浮き彫りになり、学びの変容が求められています。

そうした中、第5次雲南市教育基本計画の策定にあたっては、雲南市教育基本計画策定委員会を設置して、様々な識見を有する18名の方々に委員を委嘱し、これからの雲南市教育の進むべき方向を協議していただきました。基本理念はもとより、基本計画においては「幼児教育部会」、「義務教育部会」、「社会教育部会」の3つの部会で、「雲南市教育の推進体制の構築」、「『生きる』力を育てる学校教育の推進」、「心豊かでたくましい人づくりを目指した社会教育の推進」を項目としてそれぞれ協議していただきました。

策定委員会からご提示いただきました今日の教育をめぐる現状・課題・展望を踏まえた答申により、雲南市教育の進むべき方向が明らかになりました。

委員の皆様方におかれましては、専門的な見地や様々な経験からのご意見をいただきましたこと厚くお礼申し上げます。

雲南市教育委員会としましては、今回策定しました第5次雲南市教育基本計画を指針とし、これまで雲南市教育で大切にしてきたこどもを中心に据えた教育やふるさと教育・キャリア教育を普遍的な使命としてつないでいき、同時に今の時代の要請にも対応し、新たな取組も進めていきます。

そして、学校・家庭・地域・行政の連携・協働により、充実した教育環境を創りあげ、豊かな人間性を持つ人づくりを目指してまいります。

雲南市教育委員会

教育長 小田川 徹哉

目 次

I 基 本 理 念

1. 計画改定の背景と趣旨	1
（1）改定の経過	1
（2）社会の現状認識	1
（3）第4次計画における成果と課題	2
2. 計画の性格	3
3. 計画の期間	3
4. 雲南市が目指す教育の基本目標	3
5. 具体目標	4
（1）学ぶ力と創造力を高め、豊かな人間性を持つ人づくり	4
（2）学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）の連携・協働による教育環境づくり	5

II 基 本 計 画

第1章 雲南市教育の推進体制の構築	7
1. 開かれた教育行政の推進	7
（1）教育委員会の組織及び運営等の改善	7
（2）学校と教育委員会との連携の強化	8
（3）保護者・地域と教育委員会・学校との連携の強化	10
（4）関係機関との連携・協働の推進	11
2. 地域の実状等に応じた教育環境の整備	11
（1）学校の適正規模・適正配置の推進	12
（2）学校施設整備と安全管理の推進	12
（3）幼児児童生徒の安全確保の推進	12
（4）学校施設の地域開放の推進	14
（5）安全・安心な学校給食の提供	14
3. 学校・家庭・地域の連携・協働による教育環境づくり	15
（1）学校運営協議会を中心とした連携・協働の強化	15
（2）高等学校や高等教育機関との連携の強化と協働の推進	16
第2章 「生きる力」を育てる学校教育の推進	17
1. 「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）」の推進	17
（1）キャリア教育の推進	17
（2）ふるさと教育の推進	18
2. 幼児教育・保育の充実	19

(1) 特色ある教育活動の推進	19
(2) 幼児教育・保育の質の向上	21
(3) 特別支援教育の充実	22
(4) 幼稚園等、小学校等との連携の強化	23
(5) 子育て支援の充実	24
(6) 保護者とこどもの生活支援	25
(7) 地域とともにある幼児教育・保育の推進	26
3. 小中学校教育の充実	27
(1) 確かな学力の育成	28
(2) 豊かな心の育成	30
(3) 健やかな体の育成	32
(4) 人権・同和教育の充実・推進と多様性の尊重	34
(5) 特別支援教育の充実・推進	35
(6) 不登校児童生徒への対応の充実	38
(7) いじめ防止に関する生徒指導体制の構築	39
(8) 部活動の地域移行に向けた取組の推進	40
4. 中学校区内の連携・交流の推進	41
(1) 連携・交流活動の推進	41
第3章 心豊かでたくましい人づくりを目指した社会教育の推進	43
1. 社会教育の推進	43
(1) 社会教育の視点	43
(2) 学校・地域の協働の推進	44
2. 地域自主組織との連携	44
(1) 行政からの支援	45
(2) 地域自主組織同士の連携の促進	45
3. 次代を担う人づくりの推進	45
(1) こどもの社会的自立の支援	46
(2) 主体的な学びの推進	46
(3) こどもが安心して健やかに過ごせる環境づくり	47
4. 地域の子育て支援の充実	47
(1) 子育て意欲の向上	48
(2) 家庭の教育力の向上	48
(3) 地域社会全体で子育てを支援する環境づくりの推進	49
5. 図書館サービスと読書活動支援の充実	49
(1) 図書館資料の充実	50
(2) 図書館サービスの充実	50
(3) 図書環境のDX	51
(4) こどもの読書活動の推進	51
6. 人権・同和教育の推進	52
(1) 人権・同和教育の基本的な考え方	52

(2) 人権・同和教育、平和教育の推進	52
(3) 重要課題への取り組みの充実	54
7. 文化活動の推進	55
(1) 文化芸術に親しむ場や機会の提供	55
(2) 学校における芸術・文化活動の支援	56
(3) 市民の文化活動の促進	56
8. 文化財の保存と活用	57
(1) 特色ある歴史文化の保護と活用	57
(2) 文化財の調査と研究	58
(3) 文化財の保存・活用・情報発信	58
(4) 地域に根ざした民俗芸能等の継承	59
(5) 天然記念物の保護活動	59
9. 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	59
(1) 生涯スポーツ活動の充実	60
(2) 幼児期の運動遊びの推進	61
(3) 少年期・青年期のスポーツ活動の推進	62
(4) 高齢者の体力増進に向けた取組の推進	62
(5) 障がいのある人のスポーツの推進	63
(6) 競技スポーツの振興	64
(7) 総合型地域スポーツクラブの質的充実	65

資 料 編

雲南市立学校適正規模適正配置基本計画抜粋	67
第5次雲南市教育基本計画に関連する主要データ	68
第5次雲南市教育基本計画策定に関わる諮問事項	71
第5次雲南市教育基本計画策定の経過	73
雲南市教育基本計画策定委員会条例	75
第5次雲南市教育基本計画策定委員名簿	77

I 基本理念

1. 計画改定の背景と趣旨

(1) 改定の経過

雲南市では教育理念や基本施策等を示す「雲南市教育基本計画」を策定し、第1次計画から第4次計画まで一貫して「ふるさとを愛し 心豊かでたくましく 未来を切り拓く 雲南市の人づくり」を教育基本目標として特色ある教育施策を推進してきたところです。

第1次計画では、学校教育、社会教育、家庭教育の協働の観点から、「学校支援地域本部事業」を導入し、学校を開かれたものにしていくとともに、「ふるさと学習」等において地域資源を活用する取組を行ってきました。

第2次計画では、『夢』発見プログラムを中心とした、「キャリア教育」を重要施策として位置付け、その中で学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの役割を明確化すると同時にその協働を一層推進するよう取り組みました。

第3次計画では、第1次計画から第2次計画の成果を踏まえて更なるキャリア教育の推進に取り組みました。

第4次計画では、コミュニティ・スクールの活性化やコーディネーターの活用を通じてキャリア教育の更なる推進を目指しました。

第1次計画策定以降、基本目標の下、地域と協働した「キャリア教育」を中心に教育を推進したことにより、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校（以下、「学校」という）や地域、行政での連携・協力が進み、こどもの多様な学びに結びつきました。一方で、近年、不登校児童生徒の増加や、特別な支援が必要となるこどもへの支援の増加に加えて教育現場を支える教員が不足するなど課題が山積しています。

また、現代は、将来の予測が困難な時代とされていることから、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために教育の果たす役割はますます大きくなっています。

国は令和5年に「第4期教育振興基本計画」を策定し、「総括的な基本的方針・コンセプト」として「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイング¹の向上」を掲げ、5つの基本的な方針を定めました。その中に「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」があります。このことは、少子高齢化や家庭をとりまく環境の変化などの課題に対し、これまで本市が取り組んできた「地域と協働したキャリア教育」が重要な役割を果たすことを意味しています。

第5次計画では、第4次計画の成果と課題を踏まえ、雲南市教育基本目標の達成を目指し、学校と地域がより一体となり展開していく施策に関して、基本的な考え方等を明らかにしていくこととしました。

(2) 社会の現状と課題

日本社会においては、少子高齢化が急速に進んでおり、これに伴う生産年齢人口の減少が見込まれています。

1 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

雲南市の人口も減少傾向にあり、合併当時の平成 16 年 11 月 1 日現在の 45,019 人から、令和 6 年 10 月 1 日現在で 33,306 人に減少しています。

こどもの状況については、少子化が進み、就学前児童（0～5 歳）の人口は、平成 17 年度の 2,084 人から令和 6 年度には 1,062 人となっています。（参考：資料編 p 68）また、0 歳から 18 歳の数は平成 16 年度の 7,799 人から令和 5 年度には 4,896 人となっています。

また、高齢化率も合併前の平成 16 年度の 30.8%から令和 5 年度には 41.3%に上昇しています。

生産人口の減少は、地域の担い手の減少に直結しており、地域力の衰退により地域コミュニティの維持が難しくなっていることが徐々に顕在化しています。

今後は、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てることや、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じ、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、ウェルビーイングの向上を目指す必要があります。

（３）第４次計画における成果と課題

＜成果＞

- ・幼児教育における特別支援教育の充実や、幼小連携への取組が進んだ。
- ・相談体制の充実や、行政と幼稚園、認定こども園、保育所（以下、「幼稚園等」という）の緊密な連携による保護者支援に繋がった。
- ・雲南市の特色のあるふるさと教育・キャリア教育に引き続き取り組むことで、「地域や社会を良くするために自分にもできることがある」と答える生徒の割合が高くなった。
- ・児童生徒の１人１台タブレット端末所持の開始に伴い、教育活動中での端末の有効活用に取り組んだ。
- ・教職員の働き方改革による児童生徒と向き合う時間の創出への具体的な取組が始まった。
- ・将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむこと等を目的として部活動の地域移行について、試行的に取組が始まった。
- ・受け入れが可能な種目等について、指導者登録された地域の指導者による休日の合同部活動地域が始まり、こども達の交流の場となるとともに、より専門的な指導を受けることが可能になった。

＜課題＞

- ・子育ての悩みを持つ家庭が増加傾向にある中で、家庭の教育における価値観の多様化に伴い、保護者への働きかけが難しくなった。
- ・こどもの生活リズムの乱れや不登校児童生徒の多様な背景など、学校での生活に支障や生きづらさを感じるこどもが増加した。
- ・支援を必要としているこどもの増加に伴い、こども一人一人に応じたきめ細かな対応が必要。また、外国籍・外国にルーツをもつこどもへの対応が充分に追いついていない。
- ・教職員の離職や不足、希望者の減少による学校の運営に影響が生じた。
- ・今後、地域や学校の教育資源の減少がみこまれることから、相談・支援体制の整備や新たな人材・資源の発掘など対応が必要。
- ・社会教育においては、市内の地域を比較した際に、体験活動等の機会に関して、地域間格差が生じている。
- ・社会教育における市民のニーズをどのように把握して対応するか、検討が必

要。

- ・中学校区に設置する学校運営協議会の本市の実態に見合ったよりよい体制構築の検討が必要。
- ・社会でのDXが進む中、市や社会教育施設での対応がなかなか進んでいないことから、検討が必要。

2. 計画の性格

(1) 位置づけ

本計画は、学校教育はもとより、家庭や地域における教育、文化、スポーツの振興について、本市教育の進むべき方向やその実現に必要な施策を明らかにするものです。また、本計画は、改正教育基本法の第17条第2項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画として位置づけるものです。併せて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する大綱に位置づけるものです。

(2) 計画の性格

市教育委員会にとっては、「雲南市総合計画」との整合性を保ちながら、島根県の「しまね教育魅力化ビジョン」、国の「教育振興基本計画」を踏まえ、今後の本市教育を推進するための指針とするものです。また、これを広く市民に示すことによって、理解と協力、参画を求めるものです。国、県に対しては、支援を要請し、学校・関係団体に対しては、教育委員会と一体となった施策の推進を期待するものです。

(3) 包含する計画

第2章第1項「幼児教育の充実」は「雲南市幼児教育振興計画」として、第3章「心豊かでたくましい人づくりを目指した社会教育の推進」は「雲南市社会教育推進計画」として、第3章第9項「生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進」は「雲南市スポーツ推進計画」として、こどもの読書にかかる部分については「雲南市子ども読書活動推進計画」として位置付けます。

(4) 適正規模・適正配置について

雲南市立学校適正規模適正配置基本計画（計画期間：平成21年度～平成31年度）の考え方については、第1章第2項「（1）学校の適正規模・適正配置の推進」に引き継ぐものとします。

3. 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、目標達成を令和11年度とする5か年計画とします。

4. 雲南市が目指す教育の基本目標

ふるさとを愛し 心豊かでたくましく
未来を切り拓く 雲南市の人づくり

- 「ふるさと」とは、本市の豊かな自然や風土、歴史、伝統・文化、さらには地域の人々のやさしさや温もりを表します。
- 「心豊か」とは、人権を尊重し、自らを律しつつ、他と共に協働し、思いやりや感動する心などの「豊かな人間性」を表します。
- 「たくましく」とは、目標実現のために積極的に行動しようとする意欲と直面する課題を創造的に解決する力、それを支える精神的・肉体的に充実した「健康・体力」困難を乗り越える「しなやかさ」を表しています。
- 「未来を切り拓く」とは社会に貢献しようとする意志や意欲を持ち、常に将来の夢や希望を見出しながら、学び・活動し続ける姿を表したものです。見通しが持ちにくく激しく変化する社会においても、知識・技能に加え、学ぶ意欲を持ち、他者とも協力しながらよりよく課題を解決する力をつけてほしいという願いが込められています。

基本目標を達成することは、郷土の生んだ偉大な先人である上代タノ氏のいう「**故郷を愛す 国を愛す 世界を愛す**」や、永井隆博士の謳った「**如己愛人**」という精神を身に付けた人をつくることにつながります。

5. 具体目標

(1) 学ぶ力と創造力を高め、豊かな人間性を持つ人づくり

次の①から④に掲げるような豊かな人間性を持つ人づくりを目指します。

①「自然・伝統・文化を基盤として、社会の変化に対応して生き抜く力のある人づくり」

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛することと同様に他国や多文化を尊重し、理解しようとする態度、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが求められています。

本市の伝統、文化を尊重し、自然を愛し、守り育て、本市を誇りに思う心の育成が大切です。

一方で、急速に進展する国際化や情報化など社会の変化にしなやかに対応するために、グローバルな人権感覚や環境問題意識など広い視野を持ち、課題やその解決に向けて探究する態度を養い、自分が生活している本市の一員として、自らの存在感を確かめながら、自ら考え、自ら判断し、自らを高めていくことのできる人の育成が重要です。そのため「**自然・伝統・文化を基盤として、社会の変化に対応して生き抜く力のある人づくり**」を目指します。

②「ひと・もの・こととの出会いによる人間性豊かな人づくり」

人が人として尊重され、他と調和して共に生きる喜びを感じられる「共生社会」の実現、一人一人が公共の精神を自覚するとともに、自立的に社会に参画し相互に支え合いながら、その一員としての役割を果たし、公正で活力のあるよりよい社会を創っていくことが求められています。

本市には、心豊かで温かい地域の人々や、豊かな自然、伝統・歴史にはぐくまれた文化や文化財など様々な地域資源があり、これらを学校教育では、人材・教材として活用したり、社会教育では放課後や週末における体験活動の場として活用したりしています。学校・家庭・地域の連携・協力を図り、これらの豊かな地域資源を活用した「**ひと・もの・こととの出会いによる人間性豊かな人づくり**」を目指します。

③「健やかな体でたくましく生きる人づくり」

運動するこどもとそうでないこどもの二極化の傾向や、こどもの体力低下が依然深刻な問題となっています。また、高齢化社会の中で体を動かす機会に乏しい高齢者も見られます。

こどもにおいては、学校や地域での体力向上の取組を推進し、生涯にわたって積極的に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲、態度を育成し、それぞれのライフステージにおいてスポーツの多様な楽しさを味わうための基礎的な力を学んでいくことが必要です。また、メディアとの適切なつきあい方や、規則正しい生活習慣を身に付けて基礎的な健康・体づくりもあわせて行っていくことにより「健やかな体でたくましく生きる人づくり」を目指します。

④「夢に向かって生き生きと学び、知恵と創造性に富む人づくり」

現代は、将来の予測が困難なVUCA（ブーカ）²の時代と言われていますが、そのような中、予測困難な未来に向けて自らが社会を創り出し、「持続可能な社会の創り手」となることが求められています。

このようなときだからこそ、「生きる力」を育むため、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を生涯にわたって養うべく取り組むことが重要です。

市民一人一人が夢や希望を持ち、生涯を通じて自らの可能性に挑戦し、自らを高めることができるよう「夢に向かって生き生きと学び、知恵と創造性に富む人づくり」を目指します。

⑤雲南市におけるキャリア教育の推進

変化の激しい社会、予測しにくい社会を生き抜き、社会持続的な発展を生み出す人材養成のためには、主体的・対話的で深い学びの視点が不可欠となります。そのためには、こども達が将来の夢や目標に向かって、何をどう学んでいくかが重要になってきます。その際、第4次計画で示した「すべてのこどもたちが社会的にも職業的にも自立し、自らの人生を豊かにすることができるよう、『社会を生き抜く力』を育成すること」がますます重要になってきます。

本市では、その「社会を生き抜く力」を育成し、教育の基本目標を達成するために、「キャリア教育」を次のように定義した上で、引き続き本市教育の中心に位置づけ、一層の充実を図ります。

雲南市の「キャリア教育」の考え方

「将来、社会的・職業的に自立して強く生き抜くために必要な意欲・態度や能力を身に付けることをねらいとして行われる教育活動の総体ととらえ、『知・徳・体』の調和のとれた発達を促す教育」



「自立した社会性のある大人への成長をめざす教育」

（２）学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）の連携・協働による教育環境づくり

教育基本法の第13条には、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育

² VUCA（ブーカ）：volatility（変動性）、uncertainty（不確実性）、complexity（複雑性）、ambiguity（曖昧性）の4つの言葉の頭文字。令和5年6月16日に閣議決定された「教育振興基本計画」（第4期）においても、現代は将来の予測が困難な時代であり、「VUCA」の時代とも言われている旨の記載があります。

におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」とあります。

本市における学校・家庭・地域、行政の主な役割については、次のとおりとし、その実現に向けてそれぞれが努力していくこととし、互いに連携・協働を進めます。

①「生きる力」をはぐくむ拠点としての学校の役割→「行きたくなる学校」

行きたくなる学校となるように、こども達がわかる喜びと学ぶ楽しさを感じ取れるような学校づくりに取り組み、その上で教科等の基礎・基本の定着をはじめとする「確かな学力」の育成に取り組み、小中・幼小の連携・接続の充実に努めます。

こども達の「生きる力」をはぐくみ、「知・徳・体」の調和した人間形成を目指し、幅広い学習のために学校外との協働による教育活動の展開を行い、地域とともにある学校づくりを推進します。

②教育の原点としての家庭の役割→「帰りたくなる家庭」

帰りたくなる家庭となるように、家庭教育がすべての教育の出発点であることの自覚を促し、こどもの基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーの醸成を促します。こどもの心身の健康の増進と体力の向上を呼びかけます。

研修会などを通じて家庭の教育力の向上につながることから、P T A活動への積極的な参画を促します。

③学校教育や家庭教育を支援する地域の役割→「誇りたい地域」

誇りたい地域となるように、地域のこどもは地域で育てるという意識の醸成を促します。あわせて、こどもの「生きる力」をはぐくむ多様な学習機会・体験活動を提供し、学校運営への積極的な支援と協働を推進します。

こども達が安心して活動できる安全な地域づくりに取り組みます。

④教育支援体制の強化・教育環境の整備を図る行政の役割→「信頼される行政」

信頼される行政となるように、教育支援体制の強化のために、学校・家庭・地域・行政が連携・協働してこどもを育てる体制の構築と、学校教育・家庭教育・社会教育の推進を担う人材の養成・確保・派遣に取り組みます。あわせて、教育推進のための指導・支援体制の強化、小中・幼小の連携・接続の充実にための支援に努めます。

学校の適正規模・適正配置や学校施設整備など教育環境の整備と小中一貫学園化構想に基づく各中学校区に応じた連携・交流の支援に取り組みます。

Ⅱ 基本計画

第1章 雲南市教育の推進体制の構築

1. 開かれた教育行政の推進

教育委員会制度改革により、教育行政の責任体制が明確化され、首長が開催する「総合教育会議³」において、一層首長部局との連携を進めることになりました。

今後、行政がより一体となり、さらに学校や家庭、地域とも連携を深めながら、市全体で雲南市の目指す人づくりを進めます。

(1) 教育委員会の組織及び運営等の改善

【基本的な考え方】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）の改正により、教育長が首長によって直接任命されることや、総合教育会議の開催により教育行政に連帯して責任を負う仕組みが整い、首長部局との連携が強化されるなど、行政が一丸となって教育に取り組んでいます。

これまで事務局体制の強化、情報提供の充実など、教育委員会の組織及び運営の強化を図ってきました。今後は首長部局とさらに密接な連携を図り、社会や時代の要請に応じて、組織及び運営の改善を図っていきます。

<主な取組>

①総合教育会議による首長と教育委員会の連携の強化

- 総合教育会議においては、首長の下、教育に関する大綱の策定や、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議等を行うこととしています。
- 教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、首長部局との連携・協働をさらに強化し、施策の展開を図ります。
- 児童生徒の生命・身体の保護等に係る重大事案については「総合教育会議」により、首長主導の下、迅速な対応を行います。

②教育委員の選任における多様な人材登用の推進

- 多様な意見を教育行政に反映させるため、委員定数を6名にしています。教育委員の任命にあたっては、年齢、性別、職業に偏りが生じないように配慮し、児童生徒の保護者を含むようにします。
- 地教行法の改正に伴う新たな制度の下でも、教育長と委員6名の計7名体制で、活発な会議の運営を行います。

③教育委員会の点検・評価と情報公開の推進

- 教育委員会は毎年、その権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行っています。今後も、学識経験者の知見の活用を図り、わかりやすい形で教育委員会の取組や評価等を広く市民に共有、広報していきます。

3 総合教育会議：首長が招集し、首長、教育委員会で構成される会議。会議は原則公開とされ、必要に応じて意見聴取者の出席を要請することができます。この会議では、教育行政に関する「大綱」の策定や、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について協議・調整を行います。また、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急に講ずべき措置についても協議・調整を行うことができ、緊急時には首長の判断により会議の招集も可能です。

- 総合教育会議及び教育委員会の議事については、議事録の公表が努力義務とされていることにより、積極的な公開に努めます。
- 各種のイベントや取組については、ホームページやSNS、広報誌等を通じ、積極的な情報の提供・公開を行っており、引き続き各種媒体を活用して情報公開の推進に努めます。

④教育委員会事務局の機能の強化

- 教育の質の向上のため、地域人材や大学生、NPO法人等、多様な人材との連携・協働により、社会教育と学校教育の協働を一層強化していきます。
- 学校現場の実態を把握し、指導の向上・改善を図る指導主事や、地域と連携・協働した特色ある教育活動を支援する派遣社会教育主事など専門的職員を配置し、教育行政の質を高めていきます。
- 社会や時代の要請等に対応しながら、望ましい事務局体制の強化及び研修の充実により事務局職員の質の向上を図っていきます。
- こども家庭支援課内に、妊娠期から出産・子育て期にわたるこどもや子育て世帯等に対する総合相談窓口として新たに「こども家庭センター⁴」を設置しました。こども家庭センターでは母子保健機能の「子育て世代包括支援センターだっこ♪」と、子育て相談機能の「子ども家庭総合支援拠点」「子ども家庭支援センターすわん」の機能を統合し、早期から切れ目のない子育て支援が行える体制として拡充を図っていきます。

(2) 学校と教育委員会との連携の強化

【基本的な考え方】

学校が幼児児童生徒・保護者のニーズや、社会や時代の要請にも対応した教育・保育を主体的に行い、保護者や地域住民に対して直接的に説明責任を果たしていくためには、校長・園長・所長のリーダーシップの下で、自主的な学校運営が求められます。

また、教職員が教員にしか担えない業務に注力し、心身ともに健康な状態でこどもと向き合う時間を確保するために働き方改革を進めています。

さらに、学校を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、その対応には教職員一人の力では限界があります。

教職員の負担を軽減しつつ、幼児児童生徒と向き合い、課題を解決していくためには、学校組織全体が1つのチームとして機能し、学校の教育力を高めていく必要があります。教育委員会には、教育の基本方針を定め、それに沿って各学校の自主的な教育活動を支援していくこと、また学校間や地域間の連携の橋渡し役となることが求められます。

こうした中、本市においては、指導主事や社会教育主事を教育委員会事務局に配置するとともに、地域コーディネーターを各小中学校に配置するなど、学校と教育委員会との連携や、学校間・地域間の連携を強化する人的な支援を行っています。（再掲）

今後もこれらの取組を継続・充実するとともに、学校の自主性を尊重しつつ、専門的な知識を持つ人材や地域人材等とも連携・協働しながら、それぞれが専門性を発揮し、地域の中で学校をチームとして支える体制を作るための様々な手立てを講じます。

4 こども家庭センター：令和4年の児童福祉法の改正において、すべての妊産婦・こども・子育て世帯に対し一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」を設置することとされました。

＜主な取組＞

①学校の裁量権限の拡大

- 各小中学校の特色ある教育活動を推進するための財源として、「政策選択基金（ふるさと納税）⁵」を活用するなど予算の確保に努めます。
- 教育委員会は、学校に自主性および自律性等の権限を認め、各学校の特色ある運営をサポートします。
- 各学校が生活時間を主体的、弾力的に運用し、探究的な学びを推進していくことで、ゆとりと成果が感じられる学校運営につなげます。

②学校評価による学校運営の充実

- 幼稚園等、小中学校では自己評価はもとより保護者や地域住民等による学校関係者評価を行い、学校運営の改善に努めます。教育委員会は、学校より評価結果の報告を受け、学校運営を支援します。

③学校と教育委員会との連携の強化

- 教育委員は、教育現場の意見を直接聞き、施策に反映できるよう学校訪問等教育現場の実情把握を行います。
- 雲南市校長協議会（以下「校長協議会」）、雲南市幼稚園・保育所（園）・こども園管理職会（以下「幼・保・こ管理職会」）（業務委託園を含む）、雲南市小中学校教頭会（以下「教頭会」）、雲南市小中学校事務職員会（以下「学校事務職員会」）等との連携を強化し、協働して施策の推進に努めます。

④学校運営の効率化の推進

- 多様な経験を持つ地域人材や学校司書、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門的知識を有する人材を配置するなど、学校が教員、職員それぞれの専門性を生かしつつ、「チーム学校」として学校の諸課題に対応します。
- スクール・サポート・スタッフを配置し、事務的業務一般を分担し、教職員の負担軽減を図っています。また、学校支援員を配置し、通常学級における支援の必要な児童生徒に寄り添い、個に応じた支援を行います。
- 複数の小中学校の事務職員が共同で学校事務を行い、効率的・効果的で適正な事務処理を行うことにより、自主的・自律的な学校運営を推進します。
- 事務処理方法等については、学校事務職員会、校長協議会、教頭会等と連携を図り、全教職員の参画による学校運営となるよう努めます。

⑤教職員研修の充実

- 教員の授業力向上と教職員の児童・生徒に対する理解を深めることを目的に、県内外から高い指導力を持つ教員等を招聘し、教職員への授業指導や示範授業等による研修を実施します。
- 若年層の教職員が自信を持って児童生徒や保護者と向き合うことができるような研修の機会を創出し、自主的に学べ、スキルアップが実感できる環境を整えます。
- 研修内容や開催時期の見直しなど、学校や教職員の負担軽減を図りながら教職員の指導力向上に向けた効果的な支援を行います。

5 政策選択基金（ふるさと納税）：生まれ育ったふるさとや、思いを寄せる地方公共団体（都道府県や市町村）を応援したいという気持ちをかたちにする仕組みとして、地方公共団体に対して寄附をした場合に、税制上の優遇措置を受けることができる制度。本市では、寄附金の使途を「市民提案」「住民自治」「定住環境」「保険・医療・福祉」「教育・文化」「産業・雇用」「市長が特に必要と認める事業」の7つの政策（事業）に設定し、納税者はその使途を選ぶことができます。

- 人権・同和教育や特別支援教育、外国語活動、キャリア教育などの研修を継続して実施するとともに、教育現場のニーズに沿った研修内容の充実に努めます。
- 高等学校や大学等とも連携し、各教科等や専門的な指導に関する情報交換、交流の機会等を設定し、教職員の指導力向上に向けた支援に努めます。

⑥教職員の働き方改革

- 「学校の働き方改革推進委員会⁶」にて策定した「雲南市立小中学校教職員の働き方改革プラン⁷」に基づき、教職員が自信・誇り・やりがいを持ち、児童生徒に質の高い教育活動を持続的に行うことができるよう市教育委員会と学校が連携して、教職員の働き方改革を推進します。
- 教員の働き方改革に向け校務支援システム等について、教育情報セキュリティポリシー策定を通して必要な環境の整備を行った上で積極的に学校支援を推進します。

(3) 保護者・地域と教育委員会・学校との連携の強化

【基本的な考え方】

学校だけでは経験できないことをこども達に体験させるためには、保護者や地域住民に、家庭や地域の中でこどもを育て、学校活動へ積極的に参画するという意識が重要です。このことは、教育に対する保護者・地域住民の多様なニーズに応えることや、大人の持つ能力を地域教育に生かすことにもつながります。

このように保護者・地域住民と教育委員会・学校との関係を強化するためには、行政や学校が教育施策や教育活動について説明責任を果たすことが必要です。また、協働して教育施策や教育活動を行うためにも、情報の積極的な発信が不可欠です。

本市においては、学校運営や課題について、学校と地域が力を合わせ一体となって取組を進めていくために、全ての中学校区において学校運営協議会を設置しています。学校・家庭・地域が教育目標や目指すこども像、課題意識を共有し、学校運営への地域の積極的参画により、社会総がかりでの教育を目指します。

また、学校や保護者、地域の活動において様々な活動に取り組みが行われています。今後も活性化のために支援を充実していきます。

<主な取組>

①積極的な情報の発信

- 学校は、学校・学級便り・園だよりやホームページ等を通じ、活動の様子を保護者や地域住民に情報提供し、活動に対する理解や協力・支援を呼びかけます。

②保護者や地域住民の参画・協働の促進

- ふるさと教育、登下校の見守り活動など多くの活動において、保護者、地域住民の協力が欠かせない状況であり、PTA活動等引き続き保護者や地域住民の積極的な参画を促し、市民との協働による本市教育の推進に努めます。

6 学校の働き方改革推進委員会：教職員の働き方改革を検討するために、令和元年度に市内小中学校及び市教育委員会の代表者により設置した委員会。

7 雲南市立小中学校教職員の働き方改革プラン：「学校の働き方改革推進委員会」にて策定した市内小中学校教職員の働き方改革に関する計画。

- 学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるため、全ての中学校区で学校運営協議会を導入しています。中学校区で目指すことも像や取組について、地域全体で共有し、解決に向けて取り組むことができる本制度の活用を図ります。
- 学校では、それぞれPTA連合会が組織され、研修会を開催するなど、家庭の教育力の向上を目指した取組が展開されており、今後も連携・協働していきます。

③保護者・地域住民からの要望への対応

- 各種計画の策定にあたっては、パブリックコメント制度の活用による意見募集や、会議への市民の参画を得ています。今後も地域住民の意見・要望が施策に反映できるよう、意見募集等を積極的に行います。
- それぞれのPTA連合会、学校運営協議会等からの要望を受け、施策や施設修繕に反映します。

(4) 関係機関との連携・協働の推進

【基本的な考え方】

教育分野で活動を行うNPOや企業、団体等との連携・協働は、これまでも教育活動を豊かにする上で大きな役割を果たしていましたが、社会に開かれた教育課程の実現に向け、今後ますます重要になっていきます。

NPOや民間企業、地域団体等との連携・協働を推進し、学校内外での多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や様々な取組の実現、課題の解決等を目指します。

<主な取組>

①NPO、企業等との連携

- 教育系NPOや企業等と官民の強みを生かしながら協力・連携し、社会の変化や子ども達のニーズにあった教育活動に取り組みます。また医療・保健や福祉機関、警察等の機関と連携し、困り感のある子ども達への個別最適な支援に努めます。

②地域人材との協働による地域づくりの推進

- 若者の減少が著しい本市において、地域の担い手や地域が抱える課題を共有し解決策を共に考え実践する人材は、持続可能な地域づくりを進めていく上で非常に重要です。
- まちづくり・地域づくりのノウハウを持つ団体やNPO、大学等と協力し、地域に根ざした教育活動を展開することにより、地域課題の解決や地域活性化など地域づくりの推進を行います。

2. 地域の実状等に応じた教育環境の整備

近年の少子化により、本市のこどもの数は大幅に減少しており、こどもや保護者、地域を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。こどもの豊かな「育ち」や「学び」を保障していくため、こどもの出生数などを予測するなど長期的視野に立ち、地域の実状も考慮しながら、施設整備も含めた今後の学校の在り方について検討し、適切な教育環境の整備を行います。

また、こどもが学校内外において、安心して学習や生活ができるよう、安全対策など教育環境の整備に努めます。

(1) 学校の適正規模・適正配置の推進

【基本的な考え方】

少子化の影響により本市のこどもの数が減少する中、市教育委員会では、平成21年度に策定した「雲南市立学校適正規模適正配置基本計画⁸（以下「適正規模適正配置基本計画」という）」に基づき、学校の統廃合などについて保護者・地域との合意を最優先にし、より良い教育環境の整備に努めてきました。

今後も、保護者や地域、こどもの意見を取り入れながらより良い教育環境が実現されるよう努めていきます。

※詳細はP67：適正規模適正配置基本計画抜粋参照

<主な取組>

- 小規模校の存続と小規模校の特徴を生かした教育を受けたいと希望する児童生徒や保護者の思いに応えるため、令和7年度から小規模特認校制度を導入します。
- 少子化により、極小規模・小規模な保育所・認定こども園・幼稚園、小中学校もあり、地域の実状（集落の点在、地域と連携した教育活動等）に応じた教育環境の整備に努めます。
- ICT（情報通信技術）を活用し、様々な規模の学校においても適切な教育環境となるように整備しています。今後は、その効果的な活用を進めていきます。

(2) 学校施設整備と安全管理の推進

【基本的な考え方】

全ての学校施設において、普通教室に空調設備を整えました。引き続き老朽化した設備や、耐用年数をむかえる施設の更新などの安全面の対策を行います。併せて学習環境の面からも適切な学校施設となるよう、計画的な整備を行います。

<主な取組>

- 今後も幼児児童生徒の安全確保を第一とし、地域の防災拠点としての機能も備えた施設となるよう、老朽化した設備等の計画的な整備を行っていきます。
- 施設の防犯対策等の安全管理については、危険性や緊急性を考慮して計画的に改善していきます。

(3) 幼児児童生徒の安全確保の推進

【基本的な考え方】

本市においても児童生徒が登下校中に見ず知らずの人に声をかけられるなどの事案が発生しています。また、県外では学校（施設）外での活動中に自動車事故に遭遇する事案の発生があり、教育活動中の安全確保の重要性が指摘されています。地域全体でこどもの安全を確保していくには、関係機関との連携・協働は欠かせません。

⁸ 雲南市立学校適正規模適正配置基本計画：本市において、こどもの健やかな「育ち」「学び」を最優先に考え、保護者や地域住民の意見や、地域の実情等を総合的に判断し、その場合の適正な学校規模・学校配置についての基本的な方向性を示した計画。

こうした中、市教育委員会、学校、地域それぞれが、こどもを危険から守るための活動を行っているほか、連携した取組を展開しています。

今後もこうした活動を継続するとともに、さらに連携を強化し、こどもが安全に生活できる環境を整備していきます。

＜主な取組＞

①危機対応の充実

- 学校では、幼児児童生徒が登下校中などに不審者に遭遇した場合や、学校に不審者が侵入した場合の対処法、大型地震や中国電力島根原子力発電所の事故等、大規模災害の発生に備えた防災訓練にも取り組んでおり、今後も雲南警察署等、関係機関と連携を図りながら、危機対応の充実・向上に努めます。
- 緊急事案など学校から保護者へ連絡する際は、メール配信システムを利用し、遺漏ないようにすみやかに対応します。

②登下校時の安全の確保

- 平成25年度末に策定した「雲南市通学路交通安全プログラム」に基づき、雲南市通学路交通安全推進会議を開催し、通学路の安全確保に向け継続的な対策協議により、引き続き、通学路の安全確保に努めていきます。
- 不審者による児童生徒への犯罪が発生していることから、「交通安全面」だけでなく、「防犯面」でもこどもの安全対策が必要となっています。平成30年度においては、「登下校防犯プラン」に基づく緊急合同点検を小中学校及び雲南警察署等関係機関とともに実施し、必要な対策等について協議してきました。今後も、防犯の観点も大切にしつつ通学路の安全確保に努めていきます。
- 各地域では、「子ども見守り隊」や「青色防犯パトロール」など、登下校時にこどもを見守る、地域住民による防犯ボランティア組織が結成されています。
- 見守りボランティアなどの担い手の確保が難しいなか、こどもを見守る「地域の目」を少しでも多く増やしていくことが重要であるため、地域住民へ「ながら見守り⁹」の協力を呼びかけるなど、町ぐるみ、地域ぐるみでのこどもの安全確保に努めており、こうした取組を今後も継続して行っていきます。
- 野生動物（クマ等）への対策として、必要に応じてバスの利用により安全に登下校できるよう努めます。

③園外保育中、校外学習中の安全の確保

- 幼稚園等では、園外保育時の安全性を高めるため、安全マップを作成し危険箇所の抽出を行っています。また園外活動中の安全管理を徹底するための園外保育マニュアルを全園で作成しました。これらマップやマニュアルに基づき、園外保育時の安全管理に努めます。
- 小中学校では、校外学習に際して各学校で作成した要綱に基づき、活動中の安全管理に努めます。

④関係機関との連携の強化

- 児童生徒が登下校時に危険を感じた場合にかけ込むことができる「子ど

9 ながら見守り：日常生活や事業活動の中で「防犯の視点」で通学路等を見守っていただく活動。

も110番の家」に指定されている事業所や民家、雲南警察署など関係機関との連携を強化し、こどもの安全確保に努めます。

(4) 学校施設の地域開放の推進

【基本的な考え方】

現在、体育館や校庭などの学校施設を地域住民に広く開放しています。近年は多くの地域住民が、学校の様々な活動支援のため、学校を訪問する機会が増えてきています。(参考：資料編 p 69) こうした地域住民の学校支援の輪を広げていくためにも、今後はさらに小中学校が地域活動の拠点としての役割も果たしていくことが求められています。

教育委員会及び小中学校は、今後もこうした学校施設が、地域活動の拠点としての機能を発揮するよう継続して開放を行います。

<主な取組>

○小中学校が地域活動の拠点としての役割を果たしていくため、地域への学校施設の開放や、その使用に関してわかりやすく周知するなど、学校施設を使用しやすくするよう改善します。

○国の打ち出した「新・放課後子ども総合プラン¹⁰」では、放課後子ども教室や放課後児童クラブを新たに整備する際には学校施設を活用することとされています。これらも含め、学校施設の管理に配慮しつつ、地域住民が小中学校を訪問しやすくなるよう、施設や設備の有効な利用ができるよう努めます。

(5) 安全・安心な学校給食の提供

【基本的な考え方】

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、幼児児童生徒の健康の保持増進に大きな役割を果たしています。

また、自立して生きていく力を養うためには、食生活の乱れや偏食に陥らないよう、「食育」を通して正しい食習慣を身につけることが必要です。

食に関する指導を効果的に進めるため、学校給食を生きた教材とした食育の展開等、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等も活用していきます。

また、こども達の心身の成長に密接にかかわる食について、「雲南市食育推進計画¹¹」に基づき、地域住民との調理体験や農業体験等を通して、食の楽しさや大切さを学ぶことができるよう豊かな食育の推進に努めます。

10 新・放課後子ども総合プラン：厚生労働省と文部科学省は、次代を担う人材を育成するとともに、共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に、両事業の計画的な整備を進めてきました。新プランでは、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」の解消を目指し、令和5年度末までに放課後児童クラブに約30万人分の受け皿の整備や、両事業の一体的な運営の促進、学校施設の有効活用を図ることとされています。

11 雲南市食育推進計画：雲南市の豊かな風土のもとで受け継がれてきた豊かな食の恵みに感謝し、生涯にわたって市民が健康で豊かな生活を送ることができるよう策定した計画。「食で育む」「食を育む」の2つの方向性を柱とし、「食の恵みに感謝し健全な心身を育む」「雲南市の食を育みその良さを伝えていく」を大目標に掲げ、ライフステージ別の食育推進方針を設定し、方向性を関係者全体で共有しながら、子どもから高齢者まで、生涯にわたって切れ目なく食育を推進します。ライフステージごとの食育推進方針は、乳幼児期では「食の楽しさ・食べる意欲の基礎をつくり、食の体験を広げ、健全な心と体を育む」、学童期・思春期では「豊かな食体験を通じ、食の楽しさ・ふるさとの良さを体感しながら、栄養や食に関する知識を身につけ、健全な食生活の基盤を確立する」としています。

＜主な取組＞

- 調理業務を業務委託していることから、雲南市学校給食調理業務等委託評価委員会により衛生管理面、品質管理面等の評価を項目ごとに実施し、市教育委員会は、民間事業者との連携の下、責任を持って、安全・安心な学校給食を提供していきます。
- 食材の調達には市教育委員会が直接行い、地元産の食材の調達・確保に努め、地産地消を推進していきます。特に米、卵、牛乳は地元から100%購入しています。
- 食物アレルギーについては、アレルギーの症状や対応について協議の場を設け、学校と連携して安全対策に努めます。
- 施設の効率的な運営及び安全・安心な学校給食の提供を目的に、施設の整備・修繕に努めます。

3. 学校・家庭・地域の連携・協働による教育環境づくり

新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」を基本理念によりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会（家庭・地域）が共有しながら、教育活動を充実していくことが求められています。

本市では、こうした国の動向や地域実態の把握に努めながら「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」制度の効果的な活用や地域コーディネーターをはじめとする多様な人材の効果的な配置により、学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）の連携・協働による教育環境づくりにより一層注力します。

（1）学校運営協議会を中心とした連携・協働の強化

【基本的な考え方】

すべての中学校区に設置する「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を軸に保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携の強化を進め、引き続き地域に根差した「地域とともにある学校づくり」を進めます。

本市では、平成27年度より中学校区をひとつの単位とする学校運営協議会の設置を進めており、常にその目的（以下に記載）を学校関係者や運営協議会委員をはじめ地域と共有するとともに、適切な効果検証を実施することで、本市の実態に見合ったよりよい「学校運営協議会」の構築を目指します。

また、市教育委員会職員の校区担当制や地域コーディネーターの配置など、取組を支援する体制については、支援のあり方の整理を図りつつ持続可能な体制づくりに努めます。

雲南市学校運営協議会の目的（雲南市学校運営協議会規則第2条）

学校及び校区が掲げる教育目標の実現並びに「夢」発見プログラムの推進に向け、一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、次に掲げる事項を目指すものとする。

- (1) 保護者及び地域住民等が、学校と連携の下、目標を共有し、協働して雲南市の教育基本目標を達成すること。
- (2) 保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携の強化を進め、地域に根ざした「地域とともにある学校」を作ること。
- (3) 各校区における小中一貫教育を推進し、保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校及び高等学校との連携を強化し、学校、家庭及び地域が一体となって将来地域社会の発展に貢献する意欲と態度を備えた人材の育成に取り組むこと。

＜主な取組＞

- 学校運営協議会委員や教職員等を対象とした学び合いの場づくり、個別相談等を実施します。
- 地域コーディネーターや社会教育士¹²など社会教育人材の育成・確保を図りながら、保護者や地域住民等の参画による地域学校協働活動を支援します。
- 学校・家庭・地域・行政は関係者相互の情報共有を図るとともに、積極的な情報発信に努めます。
- 保護者や地域が主体となって取り組む親子体験活動など、家庭や地域における教育活動への支援に努めます。

（２）高等学校や高等教育機関との連携の強化と協働の推進

【基本的な考え方】

「雲南コミュニティハイスクールコンソーシアム¹³」を軸に学校・家庭・地域（個人、地域団体、NPO、企業、行政など様々な主体）の連携・協働を進め、引き続き「地域協働スクール¹⁴」の実現を目指します。

本市では、令和元年度より市内3高校と地域による雲南コミュニティハイスクールを設置して取組を進めており、特別支援学校高等部とあわせて、私達の学校として生徒にとって魅力ある高校づくりを進めます。

また、市内高校は地方創生（人材育成及び人材還流）の観点からも極めて重要な拠点であることから、ふるさと雲南を愛する人材を育む雲南ならではの特色ある教育活動を支えるためのコーディネート機能など、取組を支援する体制づくりに努めます。

本市には高等教育機関のない現状を踏まえ、包括的連携に関する協定を締結する島根大学や島根県立大学をはじめとする高等教育機関との相互の連携関係を一層進化させることで、夢や希望を抱くことのできる学びの場づくりや知識基盤社会の形成を目指します。

＜主な取組＞

- 新学習指導要領に基づく「総合的な探究の時間」を活用した「雲南式探究プログラム」など、雲南ならではの探究的な学びを実施します。
- テクノロジーの活用や地域協働による教育課程内外におけるチャレンジプログラムの確立により、誰もが好奇心に応じた学びを実現できる学びの環境づくりに努めます。
- 市内高校と県内高等教育機関との連携強化を図り、キャリアデザインを叶える環境づくりに努めます。
- 児童・生徒、教員、地域住民の交流機会の創出による校種間の連携強化により、保・こ・幼・小・中・高の一貫したキャリア教育（『夢』発見プログラム）の充実を図ります。

12 社会教育士：社会教育の制度や仕組み、基礎的な知識に加え、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力の習得をねらいとした課程や講習を修了した人たちの称号。令和2年度から制度化されました。

13 雲南コミュニティハイスクールコンソーシアム：市内高校と地域で共創する学校教育と社会教育が融合した教育環境を実現するための地域・学校一体型の協働事業体

14 地域協働スクール：地域のこども達にどのように育ってほしいのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを、地域住民や市町村、小中学校、社会教育機関、地元企業等と高校とが主体的・創造的な対話を行いながら協働で策定し、地域と一体となってこども達を育む、地域とともにある学校。

第2章 「生きる力」を育てる学校教育の推進

1. 「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）」の推進

本市では、第3次計画において、キャリア教育を「将来社会的・職業的に自立して強く生き抜くために必要な意欲・態度を身につけることをねらいとして行われる教育活動の総体」としてとらえ、幼児児童生徒の『知・徳・体』の調和のとれた発達を促す教育」と定義し、本市の教育の中心に位置づけていくこととしました。

具体的には、平成21年度から取り組んできている「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）」を、第2次計画において「本市の特色を生かした教育活動の柱」に据え取り組むとともに、第3次計画においても引き続き推進を図ってきました。

その間、平成23年度から幼児期版を、平成28年度から高等学校版を策定・施行し、就学前（0歳児）から高等学校まで一貫した教育理念の下、キャリア教育の視点をもった教育活動が展開されてきました。

今後もこうした方針を引き継ぐとともに、キャリア・パスポート（『夢』発見ファイル）との連動や、学校運営協議会等の中学校区内での議論を通して、家庭や地域とのより一層の連携を図りながら「『夢』発見プログラム」を推進していきます。

（1）キャリア教育の推進

【基本的な考え方】

キャリア教育の推進にあたっては、これまでの教育課程をキャリア教育の視点で見直し、さらに創意工夫し、教育活動全体を通して組織的、系統的に取り組んでいくことが重要です。

令和2年度から順次実施されている学習指導要領において、「児童生徒が学ぶことと自己の将来のつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質、能力を身につけていくことができるよう特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」と明記され、キャリア教育の一層の効果的推進が求められています。

本市においては、キャリア発達に必要な基礎的・汎用的能力を小中高の発達段階に応じて育成するとともに、その基盤となる力を幼児期において育成することとしています。今後も「自立した社会性のある大人」の育成に向け、教育活動全体を通してキャリア教育の推進に努めます。

＜主な取組＞

①各学校の主体的なプログラムの取組

- 「『夢』発見プログラム」では、「平和と人権」「世の中のしくみと勤労」「自然環境・歴史と文化」「基礎的体力・生活リズムと『食』」の4つの重点内容を定め、本市の全幼稚園等・小中学校で、それぞれの学校において主体的なプログラムを作成し、その中に共通して4つの重点内容を取り入れ取り組んでいきます。
- 地域にはそれぞれ貴重な教育資源があり、学校はこれを生かした教育・保育活動を主体的に推進していくことで、それぞれの学校の特色を発揮することができます。学校は、プログラムの展開に際し共通教材の取扱いの工夫や、プログラム以外の地域教材の活用など、一層創意工夫を凝らした

活動を実践します。

②推進体制の充実

○学校の特色あるキャリア教育の推進には、校内での共通理解、推進体制の構築を図ることが必要であることから、そのための研修会の実施や、保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校間の情報交換の場の設定、「『夢』発見プログラム」の積極的な推進に向けた支援を行い、さらなる充実と発展を目指します。

③地域ぐるみの支援体制の構築

○中学生の職場体験「『夢』発見ウィーク」では、事業所や地域自主組織、家庭と「『夢』発見ウィーク」で大切にしたいことや身につけさせたいことを事前に共有し、こどもの学習活動を支えていきます。（参考：資料編 p 69）

○市民全体への啓発活動を行うことはもとより、コーディネーター、幼稚園等、学校、PTA、地域自主組織等と協力し、学校教育と社会教育の連携・協働を図ることが重要です。新学習指導要領で目指す「社会に開かれた教育課程の実現」を図るためにも、学校運営協議会をその推進組織に位置づけるなど、地域ぐるみの支援体制の構築を目指します。

（2）ふるさと教育の推進

【基本的な考え方】

ふるさと教育とは、地域の自然・歴史・文化・伝統行事・産業といった教育資源（「ひと・もの・こと」）を活かし、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましいこどもを育むことを目的としています。さらには自分達の地域にある課題に向き合うことで、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を発達段階に応じて培うとともに、持続可能な社会の担い手を育成する視点を地域全体で共有することが重要です。幼児教育および小学校教育では、地域や雲南市の良さをしっかりと味わい、中学校では地域課題に向き合い、実践に繋げようとする探究的な学びを通して、こども達は、自分が育った地域に愛着と誇りを持ち、使命感を育成し、そこに生きる自分の存在を肯定的にとらえ、自己肯定感が育まれ、それが自尊感情の醸成につながると考えます。（参考：資料編 p 69）

ふるさとの教育資源である「ひと・もの・こと」を活用する「『夢』発見プログラム」は、ふるさと教育推進の基盤となります。本市では、ふるさと教育を「『夢』発見プログラム」の根底に位置づけ、各校の地域の実態と資源を生かした取組を進めてきました。また、すべての中学校区に学校運営協議会を設置し、育てたいこども像の共有と学校・家庭・地域の連携・協働の強化を図っています。今後も、地域が一体となってふるさと教育及び地域学校協働活動を推進する体制づくりに努めます。

＜主な取組＞

①「『夢』発見プログラム」の推進によるふるさと教育の充実

○ふるさと教育を進めていく上で、「地域の良さを味わう」「地域の良さを知る」「地域の課題を知る」「地域課題について（自分に何ができるか）考える」「地域課題の解決に向けた改善策を考え実践する」といった幼児児童生徒の発達段階に応じた探究的な学びとなる取組が重要であり、学校は地域と連携しながら活動の充実に努めます。

○「『夢』発見プログラム」を推進することはこどもだけでなく地域の大

人にとっても、ふるさとに自信と誇りを持ち、夢と希望を抱くことにもつながることから、自らの知恵や技能などを生かすことのできる機会の提供に努めます。

②学校と地域の連携・協働によるふるさと教育の充実

- 学校と地域が連携・協働し、ふるさと教育を推進していくためには、地域で育てたいこども像や学習カリキュラムを共有し、見直しをしていくことが大切です。また、ふるさと教育を推進することはこどもだけでなく地域の大人にとっても、ふるさとに自信と誇りを持ち、夢と希望を抱くことにもつながります。
- 全ての中学校区に設置された学校運営協議会では、こどもの育ちに関わる多様な主体が集い対話することで、ネットワークの強化に努めます。
- 小中学校は地域コーディネーターと共に、特色ある地域の「ひと・もの・こと」の情報を集約し、自校の教育活動への活用を図ります。

2. 幼児教育・保育の充実

令和5年4月施行の「こども基本法」は、全てのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をつくるために制定されました。この法律の基本理念に基づき、乳幼児をはじめとしてすべてのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的扱いを受けることがないようにこどもの権利と尊厳を守ります。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法¹⁵が成立したことにより、国は幼稚園、保育所に加え、認定こども園を普及し、この関連3法に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととされました。

本市では、「『夢』発見プログラム幼児期版」の策定段階から、在籍する施設に関係なく、本市のこどもを育てていくこととしました。これまで本市では、保育所や幼稚園のこども園化を進め、幼保連携型認定こども園1園、幼稚園型認定こども園5園、保育所型認定こども園4園に移行しました。

令和5年度に閣議決定された「こども大綱」を受けまとめられた「こどもまんなか実行計画2024」において、多様な遊びや体験活動を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため、質の高い幼児教育・保育を推進するとされており、これまで同様に教育・保育の質の向上が重要です。そのため、研修の機会を設け、指導・支援体制を一層充実させていきます。

また、特に年齢の低いこどもにとって、家庭の存在は大きなものです。近年、家庭や地域の教育力の低下が懸念されていますが、保護者が子育てを自ら実践していこうとする力が高まっていくよう、情報提供や子育て相談機能の充実に取り組めます。

(1) 特色ある教育活動の推進

【基本的な考え方】

幼児期の教育は、幼児が「ひと・もの・こと」に積極的にかかわりながら、

15 子ども・子育て関連3法：・子ども・子育て支援法・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の3つの法律。保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するという趣旨で制定されました。

多様な体験を通して総合的な発達を促すものです。これらの能力は、「非認知能力¹⁶」と言われ、近年、その重要性が認められてきています

近年、幼児児童生徒の体力の低下が指摘されています。その時期の育ちに必要で経験ができないと、身体諸機能が育ちにくくなるだけでなく、自ら考える力やコミュニケーション能力等の「生きる力」にも大きな影響を与えます。

将来社会的に自立し、強く生き抜くため、特に幼児期には「やってみよう」「なってみよう」という意欲を持ち、体を動かす楽しさを感じる事が大切です。

本市には、豊かな自然や温かな地域の人、伝承されてきた文化等があります。しかし、そこに“ある”だけでは、幼児にとって意味ある「ひと・もの・こと」にはなりません。保育者がその価値を見出し、積極的に教育・保育に取り入れ、幼児が自分からかかわっていけるようにしていかなければなりません。そのような地域資源や教育力を教育・保育に生かし、幼児を取り巻く関係諸機関と連携を図りながら、幼児教育・保育の推進を図ります。

＜主な取組＞

①雲南市幼児期運動プログラムに基づく運動遊びの実践

- 「雲南市幼児期運動プログラム<理論編>¹⁷」、「雲南市幼児期運動プログラム<実践編>¹⁸」及び、長年連携して本プログラムに取り組む、本市のシンクタンク機能を果たす身体教育医学研究所うんなんの研究に基づいた、教育・保育の実践を引き続き推進していきます。
- より充実した教育・保育が実践できるよう、理論編、実践編、実践事例などをまとめた「運動遊びハンドブック(平成30年度)」を活用した研修会等を実施し、教育・保育の質の向上を目指します。
- 保護者や地域住民と連携・協働して取り組むことができるよう、本市の幼児の現状や取組等について情報発信をしていきます。

②地域の自然環境の中での直接体験の推進

- 園外保育を積極的に行い、年間を通して地域の豊かな自然環境の中で、身体全体を使って遊ぶ直接体験や、感動体験ができるよう計画的・意図的な教育・保育を進めていきます。あわせて、豊かな自然の中での様々な命あるものとのふれ合いを通して、親しみや愛情が育まれるよう教育・保育内容の充実に努めます。
- 幼児が地域住民と様々な場所で交流することで自らが大切にされている喜びを感じる事、ひいては自己肯定感の高まりにつながる事から、地域住民との交流を計画的・継続的に行います。
- 地域の伝統・文化に触れることは、住んでいる地域への愛着を育てる事にもつながります。今後も、こうした地域資源の積極的な活用によ

16 非認知能力：主に意欲・意志・情動・社会性に関わる3つの要素（①自分の目標を目指して粘り強く取り組む、②そのためにやり方を調整し工夫する、③友達と同じ目標に向けて協力し合う）からなる。特に幼児期（満4歳から5歳）に顕著な発達が見られ、学童期・思春期の発達を経て、大人に近づいていきます。気質差、個人差が大きいとされています。自己コントロールすることが基礎にあります。認知と非認知の両面を必要とします。教育を通して育成可能性があります。認知能力とは、知的な力で、知識・技能、思考力等を含みます。認知と非認知は相互に関連し、支え合って育っていきます。

17 雲南市幼児期運動プログラム<理論編>：幼児にかかわる保育者等が心がけるべき基本事項を、運動に関してまとめたもの。文部科学省「平成25年度幼児期の運動促進に関する普及啓発事業」で作成しました。

18 雲南市幼児期運動プログラム<実践編>：「雲南市幼児期運動プログラム<理論編>」を基に、こどもの心身の発達を統合的に捉え、こどもの内側から自然に芽生えてくる力を発揮させるために、環境の構成や大人の援助の仕方を示したプログラム。文部科学省「平成27年度 幼児期の運動促進に関する指導参考資料作成事業」で作成しました。

て、幼児が豊かなかかわりを経験できる教育活動を推進します。

（２）幼児教育・保育の質の向上

【基本的な考え方】

幼児教育・保育は、平成29年3月に新たな保育所保育指針や幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領（以下「幼稚園教育要領等」）が告示され、育みたい3つの資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿が明確に示されました。そうした中において幼児を取り巻く環境の整備はその発達に重要な意味を持っています。

適切な職員配置や幼稚園等の実態に即した指導・支援を行うことができる体制の充実に努めます。

こどもの育ちには、安心感に満ちたアタッチメント（愛着）¹⁹や、存在そのものを価値あるものとして肯定的にとらえることで基本的自尊感情を形成すること、豊かな「遊びと体験」が不可欠です。アタッチメントの形成により得られた安心・安全を基盤として遊びや体験に挑戦し、再度アタッチメントに触れる「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高めることが必要です。

これらの、社会の要請や期待に応え、幼児教育・保育が成果をあげるためには、教育・保育の質の向上が重要です。全ての保育者が、幼児教育・保育の基本を理解し、それぞれの学級の実態や個々の発達の特性に応じた適切な指導が行えるよう、研修体制と研修内容の充実に努めます。

また、幼児は自分の身を守るすべをまだ十分に備えておらず、その安全確保には最大の配慮を要します。こどもの発達が促されるよう施設環境の整備に取り組めます。

＜主な取組＞

①指導・支援体制の充実

- 地域の理解を得ながら、こども同士がかかわり合い、ともに生活する楽しさを味わうことのできる教育環境の整備に努めます。
- こども政策局に幼児教育・保育の研修等を担当する職員を配置し、計画的・継続的・実践的な研修を通じて、職員の専門性、資質の向上を図ります。
- 行政と幼稚園等との連携を強固なものにし、こども家庭センター、幼稚園等からの各種の相談に応えられる体制を整え、安心して教育・保育に取り組むことができるよう努めます。

②教育環境の充実

- 幼児の好奇心や探究心等が十分に満たされ、身体的、知的、情緒的な発達が促されるよう、園庭や園舎内の環境づくりに努めます。
- 園舎内や園庭の環境づくりについては、園内研修等により適切な環境維持に取り組めます。
- 施設の維持修繕や防犯対策等の安全管理については、危険性や緊急性を考慮して計画的に改善していきます。

③保育者の保育観と幼児理解の共有化

- 幼児一人一人の発達に応じ、集団生活の中で遊びを通した総合的な指導

19 アタッチメント（愛着）：特定の人との間で結ぶ情緒的な心の絆。こどもが不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を確保していきます。

を行うには、幼稚園教育要領等の内容を理解することが極めて重要であることから、市全体での研修会の開催や、園内研究会等を通して、保育者に幼稚園教育要領等の理解を促します。また、幼稚園等が地域やこどもの実態に即した教育課程や保育課程、指導計画を立案し、日々の保育を展開していきます。

- 全ての保育者が年齢や各時期の発達に対応した幼児理解を深め、教育・保育上の問題や課題を解決できるよう、研修等を積極的に行います。
- 研修対象教職員の機会均等を図り、正規職員だけでなく非常勤の職員にも同様な園外研修への参加を促します。
- 保育所（園）については、業務委託園、私立保育園も対象に含めて研修等を実施します。

④豊かな心の育成

- ブックスタート事業として、4か月健診で、図書館職員があたたかなメッセージとともに、絵本と絵本を通じた楽しい体験とをセットでプレゼントすることで、こどもとの心のふれあいを促します。
- 読み聞かせや親子読書に取り組み、豊かな心の育成に取り組みます。

（3）特別支援教育の充実

【基本的な考え方】

本市においても、支援を要する幼児児童生徒が増加傾向にあります。平成27年度に開設した子ども家庭支援センター「すワン」は、こども家庭センター内で引き続き支援を行い、就学前からの早期にこどもの特性を理解し、教育ニーズに基づき、関係機関との連携し、支援を進めます

本市では「雲南市立学校における障がいと理由とする差別の解消推進に関する対応要領」を策定し、取組を進めています。それらの趣旨や理念に基づき、幼児教育・保育においても早期からインクルーシブ教育システム²⁰の構築が推進されるよう取り組んでいきます。

同時に、保護者や地域の特別支援教育への理解も欠かせないことから、理解を深めていくよう努めます。

<主な取組>

①早期の気づきと指導・支援の充実

- こども家庭センターや5歳児健診等で、こどもの育ちや特性に気づききっかけを作ったり、特別支援学校合同相談会など相談の機会を設けたりすることで、特別な支援を要するこどもへの早期の支援ができるようにします。
- 特別な支援を要する全ての幼児に対して、きめ細かな指導・支援を行うため、支援員・介助員の配置を充実していきます。
- 幼稚園等では特別な支援を要するこどもの個別の教育支援計画²¹を作成

20 インクルーシブ教育システム：「障害者の権利に関する条約」第24条によると、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

21 個別の教育支援計画：障がいのある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切

- し、幼児期から継続的、長期的な指導・支援体制ができるよう努めます。
- 集団生活において何らかの特別な支援を要する幼児を対象とした「幼児期通級指導教室『にっこりい²²』」の取組を充実させていきます。
- こども家庭センターでは、こどもの発達や子育てに関する保護者の不安や悩みに対応するための取組を進めます。

②関係機関との連携の強化

- 個人情報の保護に配慮しながら情報交換の在り方を整理し、幼稚園等と療育施設や医療機関、特別支援学校、小学校等とが連携し、切れ目のない支援に努めます。
- 「医療連携シート²³」の活用により、家庭・教育（保育）・医療が円滑に情報を共有し、適切な診断や医療的観点からの助言の下、当該幼児の子育てや教育の充実を目指します。

③保護者や地域の理解の促進

- 保護者が特別支援教育に対する理解を深めることができるよう、幼稚園等に「園・所便り」等の発行や講演会の開催を促していきます。
- 地域に対しては、市報や研修会の開催等、様々な機会を利用し、特別支援教育に関する情報を発信していきます。

（４）幼稚園等、小学校との連携の強化

【基本的な考え方】

幼稚園等は、それぞれが小学校以降の生活や学習の基盤の形成に重要な役割を担っています。幼児教育・保育を充実するため、幼児の交流活動や保育者同士の交流、研修会等を実施し、相互理解の促進に努めるなど連携を強化します。

こどもの連続した発達を保証するためには、幼児期と児童期のように、次の発達段階との接続が大変重要です。それぞれの発達段階における発達の特徴や発達の道筋を理解しなければなりません。

本市では「『夢』発見プログラム」を基盤にし、幼児期から小学校、中学校へと一貫性のあるプログラムを展開しています。そのプログラムを基に幼稚園等と小学校の円滑な接続が行われるよう努めます。

＜主な取組＞

①就学前のこどもの交流の促進

- 幼稚園等の枠を超え、幼児同士の保育交流会や合同行事を積極的に開催し、幼児同士が親しみながら一緒に活動する機会を設けるよう促します。

②保育者相互の交流の促進

- 0歳児からの発達の連続性を理解し、今の幼児の姿を理解することが大切です。幼稚園等が相互の交流を促進していくことで、保育者が発達の道筋をより理解できるよう努めます。
- 幼稚園等の合同研修会を開催し、お互いの教育・保育内容、教育・保育方法等についての情報交換をする等、保育者の交流促進に努め、教育・

に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から小中学校（高等学校、大学）卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的に作成される計画。

22 にっこりい：就学前年長児童のうち、言葉がはっきりしない、集団での活動を嫌がるなどの幼児に対し行う幼児期通級指導教室のこと。

23 医療連携シート：家庭と教育・保育と医療が、かかりつけ医からの情報を共有するための情報共有シートのこと。

保育の質の向上を目指します。

- 園内研究会等様々な機会を捉え、幼稚園教育要領等への理解が深まるよう指導・助言を行い、保育者が共通認識を持って幼児に対応できるようにしていきます。（再掲）

③「『夢』発見プログラム」に基づく幼小接続の取組の強化

- 幼児教育・保育と小学校教育とを円滑に接続するには、まずお互いの教育について十分に理解することが必要であることから、小学校の教職員に幼稚園等の保育研究会への参加を促すとともに、小学校の授業研究会に保育者の参加を促します。このような交流を重ねることで、双方の連携を深めることに取り組みます。
- 各中学校区の学校運営協議会や管理職会等での情報交換や意見交換会、研修会等の開催を促進します。
- 「幼小連携推進委員会」を定期的に開催し、合同研修会や交流の在り方を協議し、幼稚園等と小学校双方にとって有意義な交流ができるよう研修や交流会等の内容を工夫します。

（5）子育て支援の充実

【基本的な考え方】

家庭は教育の原点であり、人への基本的な信頼感を育み、生涯を通して生きていく上で必要な習慣を身につける大切な場所です。このことから、「『夢』発見プログラム」では、「わが家は家族の幸せ基地」としています。しかし、少子化の進展や家族構成等の家庭を取り巻く環境の変化、社会・ライフスタイルの変化、人間関係の希薄さ等によって、子育ての孤立化や、子育てに不安を持つ保護者が増えています。また、保護者の就労などにより、親がこどもにかかわる時間が減少しています。これらのことから、幼児の基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力や自制心、規範意識の不足、運動能力の低下等様々な面での問題が懸念されています。

また、近年、勤務形態などから保護者の生活リズムが変わっていることに伴い、幼児の生活リズムが同様の傾向を示すようになりました。幼児の生活リズムを整えることは、1日の活動が活発にできるかどうかにも影響を与え、その後の小中学校生になった時にきちんと朝から活動できるかどうかにも影響を与える可能性があります。このことにより、幼児のうちに生活リズムを整えておくことが重要です。

これまでも幼稚園等は、それぞれの家庭の実状に配慮しながら、相談に応じたり、アドバイスを行ったりしてきました。また、「園・所便り」等を通して幼児期に大切にしなければならないことや、子育てに関する情報を保護者に提供してきました。これまで以上にこうした相談や助言、情報発信等の子育て支援をしていくよう努めます。

子育て相談機能については、こども家庭センターを子育ての総合相談窓口として開設し、保護者や在籍先（保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・高校）からの様々な相談に応じ、在籍先への支援につなげます。また、保護者自身が喜びを感じながら子育てができるように、幼児にかかわる関係機関がそれぞれの専門性を生かしながら、課題解決に向けて連携・協働して取り組んでいきます。

＜主な取組＞

①保護者への相談や助言、情報提供の充実

- 「こどもとどう接したらよいか分からない」、「誰に相談してよいか分からない」という保護者もいることから、積極的に子育てに関する相談や助言を行い、情報を発信していきます。
- 愛着形成について、その重要性を保護者が理解し、家庭の役割の重要性を再認識したり、こどもへのかかわりを改善したりできるように、保護者に様々な研修の場を提供したり、情報発信したりします。
- 小学校等関係機関と連携・協働しながら行ってきた「早寝早起き朝ごはん」等の取組を推進します。
- 幼児期の生活リズムの重要性を保護者に情報提供し、共通の理解が得られるように努めます。
- 関係諸機関が実施する「親学プログラム²⁴」等の開催について、周知していきます。
- ホームページで様々な情報発信をすることで、子育ての重要性やこどもの活動の意味等について保護者の理解が深まるよう努めます。

②子育て相談機能の充実

- こども家庭センターが子育ての総合相談窓口として相談を受け、母子保健分野や福祉分野等と連携し、それぞれの専門的な助言や情報提供などの支援に繋がります。
- 幼稚園等には、子育て支援機能を持った地域の幼児教育センターとしての役割も求められていることから、現在ある施設や環境を活用し、保護者同士の豊かなコミュニケーションや情報交換の場となるよう機能の充実を図ります。
- 地域の様々な方が気軽に利用できるような雰囲気づくりをしながら、安全面に配慮し、園庭の開放等を実施しています。
- 未就園児親子見学会や幼稚園等の開放を行い、家庭にいる幼児・保護者の交流や、子育て相談の機会を設けるように努めます。

③関係機関との連携の強化

- 子育て支援センター、専門の相談機関や療育機関、医療機関、また「身体教育医学研究所うんなん」や大学等の研究機関との連携を推進し、連絡会議の開催、専門機関からの情報提供、専門機関が主催する研修会への参加促進に一層努めます。

（6）保護者とこどもの生活支援

【基本的な考え方】

就労していてもこどもを幼稚園に通わせたいという保護者に対する支援として、幼稚園における預かり保育を実施しています。対象の園を徐々に拡大し、すべての幼稚園、認定こども園での預かり保育を実施しています。

こどもの預かり等を必要とする家庭に対し、保護者の就労の形態などに関わらず、預かり保育等を実施することで、保護者の生活支援に取り組みます。

24 親学プログラム：家庭教育支援を行う人が、主に乳幼児から中学生のこどもを持つ親（保護者）を対象に、親としての役割やこどもとのかかわり方の気づきを促すために活用する学習プログラム。

また、保護者の生活の状況に応じて、子育ての悩み以外の相談にも応えるように取り組みます。

＜主な取組＞

①幼稚園・認定こども園における預かり保育の充実

- すべての幼稚園、認定こども園での預かり保育を実施します。
- 個々の特性と安全面を考慮して人的体制を整え、特別な支援を要する幼児の預かり保育を行います。

②子育て短期支援事業への取組

- 令和6年度から、ショートステイ・トワイライトステイ²⁵を開始し、保護者への支援への取組を進めています。

③相対的貧困²⁶の状態にある家庭への支援

- 保護者との面談や、他の行政サービスの相談を受けている際等、様々な機会を捉え、相談や経済的な支援等についての情報提供を行います。

（7）地域とともにある幼児教育・保育の推進

【基本的な考え方】

本市の全ての幼稚園等にはPTAが組織され、研修会・懇談会の開催等、それぞれに活動を展開されています。しかし、幼児数の減少や保護者の多忙感等のため、思うような活動が展開できないといった課題もあります。PTA活動の活性化により、幼稚園等の教育力が高まることが期待され、それはこどもがより充実した生活を送ることにもつながります。PTA活動の活性化や地域との連携により、地域とともにある幼児教育・保育を推進します。

「就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」では、幼稚園等は自己評価が義務に、関係者評価・第三者評価が努力義務とされています。学校運営協議会を活用した関係者評価の導入に努め、教育・保育を改善していくことで、地域から信頼される幼稚園等となるようにしていきます。

地域の「ひと・もの・こと」を地域社会の持つ教育力として幼児教育・保育に積極的に活用し、こどもが一層多様な経験ができるようにします。また、子育て家庭への地域の活動や働きかけが活発なものとなるよう支援します。

幼児期から様々な文化に触れ、お互いを大切にする気持ちを持つことは重要です。このことはそれぞれの個性を認め、共に生活をしていこうとする人権・同和教育や共生社会の形成にもつながります。以上のことを踏まえ、多様な「ひと・もの・こと」に積極的に関わっていく教育活動を推進していきます。

＜主な取組＞

①PTA活動の活性化の推進

- 幼稚園等同士のPTAと交流や情報交換をしながら、活動の意義や内容を見直したり、自園だけではできない活動を計画したりするなど、PTA活動がより充実するよう、支援を行います。
- 保護者がどのような研修の在り方や内容を求めているのか、ニーズを把

25 ショートステイ・トワイライトステイ：保護者の病気や仕事などで、家庭でお子さんを一時的に養育することができなくなった時に、市内の里親さん宅でお子さんをお預かりして子育てを支援する事業。

26 相対的貧困：国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態のこと。

握し、子育てのための学習機会の充実に努めます。

②幼稚園等における評価の実施

- 幼稚園等の運営について改善を図るため、自己評価の実施・報告を指導します。また、それを踏まえて必要な指導・助言を行っていきます。
- 学校運営協議会を活用しながら関係者評価を実施できるよう支援・助言をしていきます。その評価結果を保護者に公開し、それに基づいた改善に取り組み、保護者と力を合わせてこどもの育ちを支えていけるようにします。

③地域と連携した教育活動の推進

- 地域の高齢者や様々な人材の積極的な活用を図り、こどもが豊かな経験をできるように努めます。
- 「ひと・もの・こと」という地域資源を開拓し、幼児教育・保育に生かすよう努めます。
- 未就園児親子見学会や幼稚園等の開放を行い、家庭にいる幼児・保護者の交流や、子育て相談の機会を設けるように努めます。（再掲）

④多様な文化とのかかわりの推進

- A L T（外国語指導助手）や国際交流員と交流し、言葉遊びなどを通じて、様々な言語に触れるなど、様々な異文化に触れる機会を設けます。

3. 小中学校教育の充実

現行学習指導要領では、「生きる力」を「複雑で予測困難な時代の中でも、児童生徒一人一人が社会の変化に主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるために必要な力」と捉え、学校の教育活動を通じてその力を育むことが求められています。

また、この「生きる力」をより具体化し、教育活動全体を通して育成を目指す資質・能力を、「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、「どのように社会・世界と関わり、より良い人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の3つの柱で整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この3つの柱に基づいて整理され、主体的・対話的で深い学びの視点、並びに個別最適な学び・協働的な学びの視点から、I C Tを有効に活用して授業改善を行い、3つの資質・能力を育成していくことが求められています。また、この3つの資質・能力に併せて、全ての学習の基盤となる「言語能力」「情報活用能力」「問題発見・解決能力」等の育成も必要となります。

本市においても、学習指導要領の趣旨にのっとり、新しい時代に求められる資質・能力（全ての学習の基盤となる「言語能力」「情報活用能力」「問題発見・解決能力」等を含む）を育成し、児童生徒の「生きる力」を育むための諸手立てを講じていく必要があります。

また、小中学校は、教職員による自己評価や、保護者・地域住民など学校関係者による評価を実施したり、児童生徒を対象としたアンケートを実施したりするなど学校評価を行い、その結果を公表するとともに、これを生かして教育活動の改善に努める必要があります。その中では、児童生徒の意思を把握し、積極的に取

り入れるなど、こどもの意見を学校教育の中で生かしていくことが大切になります。

市教育委員会では、学校が抱える諸課題の解決に向けた支援体制の確立や、学校が充実した教育活動を展開するための人的・物的環境の整備・充実を図ります。

また、授業力や学級経営力など、教員の資質向上に向けた指導・支援体制を拡充・強化し、「生きる力」の育成を目指した学校教育のさらなる充実と推進に努めます。

（１）確かな学力の育成

【基本的な考え方】

学校教育において、こども達一人一人に確かな学力の育成を図ることが第一義的目的であることは、言うまでもありません。確かな学力を育成するためには、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育むとともに、主体的に学習に取り組む意欲的な態度を養い、個性を生かす教育に努める必要があります。（参考：資料編 p 68）

そのためには、児童生徒が探究的な学びを構築することができるよう不断に授業改善を図り、児童生徒が生涯を通じて主体的に学び、定まった答えのない課題に向き合い、最適解を導き出す力の基礎を作ることが求められます。また、児童生徒の実態を把握し、指導に生かすことも大切です。

また、今後一層進む社会のグローバル化への対応を進めるとともに、数学や理科等に代表されるSTEAM教育の充実を目指し、各教科等の指導力の向上に努めていきます。

さらに、小中学校が連携を図り系統的・継続的に学力育成に取り組むとともに、家庭や地域等と連携して情報活用能力の育成を図りつつデジタル社会を生きるこども達を育てていくことも必要です。

近年、増加傾向にある外国籍・外国にルーツをもつこどもに対しても、学校、専門機関及び教育委員会が連携して全てのこども達の学びを保障する取組を進めることが必要になってきています。

以上のような取組を実現するためには、市教育委員会と教職員が当事者意識を持って継続した実践を積み重ねていくことが大切であると考えます。「教員は魅力ある授業を求めて努力する。魅力ある授業がこどものやる気と気づき、能力を高める。こどものやる気と気づき、能力が教師の新たな活力を生む。」この好循環が生まれるよう、指導・支援を行っていきます。

＜主な取組＞

①主体的な学びの確立

ア. 基礎的・基本的な知識及び技能の育成

- 他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得されるよう授業改善を進めます。
- 全ての児童生徒の実態に応じた個別指導や繰り返し指導、複数教員による指導など、指導方法や指導体制を工夫改善し、「個別最適な学び」の更なる充実を図ります。
- 家庭での学習習慣の定着を図るため、各中学校区で「家庭学習のてびき」を作成し、予習・授業・復習という学習サイクルの定着を図ります。また、家庭学習の重要性やそのあり方等について、保護者への啓発活動を推進します。

イ. 思考力・判断力・表現力等の育成

- 各教科の「見方・考え方」を働かせて、資質・能力を育むために、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を進めます。
- 学習の見通しを立てたり、学習したことをまとめ・振り返ったりして主体的に学ぶ意欲を育んだり、学習内容の定着を図ったりします。
- 小中学校が行う様々な体験活動が十分に実践できるよう連携を図りながら支援を行い、課題解決能力の育成を目指します。
- 全国学力・学習状況調査等の結果を検証し、事後の取組に活用するなど、PDCAサイクルによる授業改善を推進します。

ウ. 主体的に学習に取り組む態度の育成

- 主体的に学習に取り組むためには、児童生徒が学ぶ楽しさを実感できることが大切です。小中学校は、児童生徒の興味・関心を生かした学習課題を設定し、自主的・自発的に粘り強く、試行錯誤しながら学ぼうとする態度を育成します。
- 分かる喜びや学ぶ楽しさを実感させるために、少人数指導やグループ別指導、補充的な指導や発展的な指導など指導方法を工夫します。また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを進め、誰もがわかり・でき・幸せを感じられる授業を目指します。

②外国語活動・英語教育の充実

- 目的や場面、状況を明確にした言語活動を豊富に取り入れ、互いの考えや気持ちを伝え合うコミュニケーション能力が育成されるだけでなく、外国の背景にある文化に対する理解を深められるよう授業を工夫します。
- A L T (外国語指導助手)を活用し、児童生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。
- 市教育研究会等との連携の下、教員の英語指導力の向上と、そのための研修の充実やその支援に努めます。
- ネイティブスピーカー²⁷やA L T等の配置など、教員のサポート体制について充実を図ります。

③教育デジタルトランスフォーメーション（教育D X）の推進

ア. 情報活用能力の育成

- 小中学校は、児童生徒の主体的な学習に向けた意欲づけを重視するとともに、様々な教育活動の中に探究的な学びの手法を積極的に取り入れ、主体的に情報を活用・発信していく能力の育成を目指します。
- 正しい情報を収集する力、実際に起きている事柄と情報とを結び付けて考える力、また、導き出した自分の考えを伝えられるようにまとめる力の育成やプログラミング的思考の育成に努めます。

イ. 教師のI C T活用指導力の向上

- 従来の対面指導に加え、一斉学習や個別学習、協働学習など様々な学習場面、形態でI C Tを活用していくことや、こどもの主体的な学びを支援する伴奏者としての役割を担える教師の育成を図ります。

ウ. デジタル・シティズンシップ教育²⁸の充実

- 情報通信の発達は、利便性の向上につながった反面、デジタルメディアの

27 ネイティブスピーカー：ある言語を母国語として話す人。

28 デジタル・シティズンシップ教育：優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけることを目的とした教育。具体的には、こども達が新しいテクノロジーがもたらす機会を考慮し、情報に基づいた選択ができるようになることを目的としています。

長時間利用やインターネットを利用した誹謗中傷や犯罪等、新たな課題を引き起こしています。インターネット等の適切な利用や利用する中で主体的な判断、行動がとれるようデジタル・シティズンシップ教育の充実を図っていきます。

- 小中学校は、情報にかかる教育を人権教育にも位置づけ、市ICTアドバイザー等の協力を得るなどして、児童生徒の情報モラルや情報発信における自他の責任や影響等といった情報活用のための資質やスキルの向上を図ります。

エ. 情報教育の環境整備

- 令和4年1月から始まったGIGAスクール構想をさらに推進し、パソコンやネットワークといった学習環境の整備更新を今後も継続して行います。次期児童生徒用端末の整備（令和8年度、9年度に予定）に向け、一人一台端末を活かしたこども主体の学習活動をより充実したものとなるよう、環境整備や教員の活用研修等を進めます。

オ. データの利活用と生成AI

- 電子化された様々なデータの利活用に当たっては、個人情報の適正な取り扱いに注意を払いつつ安心・安全を確保し、充実した指導や支援を行っていく環境の構築を図ります。また、生成AIの利用についても、校務や教育活動での利用について、効果をもたらす可能性と生じうる課題等を踏まえての対応を検討し、教育効果を最大限に発揮できる活用の在り方を工夫します。

（2）豊かな心の育成

【基本的な考え方】

児童生徒の豊かな心を育むため、自己の生き方について深く考え、道徳性を育むことを目指す心の教育を充実させます。

豊かな心とは、ひたむきな心、優しい心、広い心、素直な心、強い心などを兼ね備えていることであり、道徳性とはこういった道徳的な心情に加えて、判断力、実践意欲、態度などを含んだものです。

小中学校では、道徳教育を中心に全ての教育活動で心の教育に取り組んでいます。特に道徳科の授業を道徳教育の中核に位置づけ、心に響く授業を創意工夫し、自己の生き方を考え、見つめ直す時間としてその充実を図っていきます。

特に、規範意識や社会性、思いやりの心を育てるための「道徳教育」、豊かな自然や人とのかかわりなどを重視した「奉仕・体験活動」、感性や情操、想像力、集中力等を育てる「読書活動」を通じて、児童生徒の心の教育の充実に努めます。

<主な取組>

①道徳教育と特別の教科 道徳（道徳科）の充実

ア. 道徳教育の充実

- 生命尊重、勤労・奉仕、郷土愛、尊敬・感謝といった道徳的価値を「『夢』発見プログラム」に位置づけ、全ての小中学校が全ての学習を通して取り組んでいます。また、豊かな自然を教材とした環境学習との関連も重視し、児童生徒の道徳教育の充実を図ります。
- 小中学校では、道徳教育推進教師が中心となり、各校の学校教育目標に基づいた道徳教育全体計画や年間指導計画を作成・実施し、全教職員で共通理解を図りながら児童生徒の道徳性の育成に努めます。
- 地域住民、保護者、教職員による学校評価を活用し、上記の計画を振り

返り改善していきます。

イ. 特別の教科 道徳（道徳科）の充実

- 児童生徒の道徳性の育成を図るため、研修・講座、学校訪問を実施し、教員の授業力向上に努めます。
- 心に響く道徳の授業を目指して、指導方法の工夫・改善、地域人材の活用、管理職による授業などを行うとともに、道徳科の授業の充実を図ります。

②特別活動の充実

- キャリア教育の視点から、各小中学校が主体的に地域と関わりながら学習に取り組んでいます。その基盤となる人間関係形成能力の育成を図るため、学級や学校の集団活動において、課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりする活動を充実させます。
- 学校生活における自主的、実践的な集団活動を通して身につけたことを生かし、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自分の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養います。

③奉仕・体験活動の推進

ア. 公の意識の醸成

- 小中学校は、ボランティア活動や集団宿泊活動などを地域住民の協力を得て積極的に取り入れ、児童生徒に人とのふれあいや社会貢献、感謝される体験などを通して、社会の中で助け合おうとする意欲や態度の育成を目指します。

イ. 自然体験、芸術・文化体験の充実

- 豊かな自然の偉大さや美しさにふれたり、ふるさとの伝統・文化や優れた芸術を鑑賞したりする体験活動は、自然や環境を大切にする心や感動する心を育てます。自身の人生を豊かにできるよう、生涯を通じてそれらにふれる素地を作ることができるよう体験活動等を推進します。
- 小中学校では、五感を通して学ぶ体験活動をこれからも積極的に取り入れ、将来にわたって豊かな人生を送ることができる児童生徒の育成を目指します。

④読書活動の充実

ア. 読書習慣の確立

- 小中学校は、司書教諭の有効活用に加え、保護者や地域ボランティアの協力を得て、読み聞かせ、朝読書、読書週間、親子読書等を実施します。その際、幅広いジャンルの図書に触れ、読むことを奨励することで、読書を通じて学力育成にも資する取組を進めます。
- 学校司書、学校図書館支援員²⁹を学校に配置するなど、人的環境の整備や活用の促進に努め、読書習慣の定着を目指します。

イ. 学校図書館の充実・活用

- 小中学校は、調べ学習の積極的導入や読書活動の推進を図るとともに、児童生徒が利用しやすい学校図書館の環境づくりに努めます。
- 市教育委員会は、蔵書の整備・充実を図るとともに、蔵書のデータベース

29 学校図書館支援員：島根県教育委員会が実施している「子ども読書活動推進事業」において、小中学校のニーズに応じて、図書の整理、貸出業務、図書の修繕、読み聞かせ、ブックトーク、図書館内の整備、書架の整理など学校図書館に関する支援を行っていただく方（個人またはグループ）。学校司書を配置していない小中学校へ配置しています。

化、市立図書館とのネットワーク化を図り、児童生徒がいつでも楽しく利用できる学校図書館づくりに努めます。

（３）健やかな体の育成

【基本的な考え方】

児童生徒が将来にわたって自己の健康の保持増進に主体的に取り組んでいくことは、まさに生きていくために必要な力そのものと言えます。その力を養うためには、小中学校での指導に加え、望ましい生活習慣の定着を目指して、家庭と協力して取り組む必要があります。

健康な心身の育成には、健康三原則である「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動」を生活習慣として確立していくことが重要です。本市では、食事や睡眠、学習時間など児童生徒の生活実態を把握し、生活習慣の改善を図るための手立てを講じるため、児童生徒生活実態調査を毎年実施しています。今後も継続して行い、その結果を小中学校や家庭に公表し、生活習慣改善に向けた家庭での実践や、学校における指導の充実を図ります。そして身体教育研究所うなんと連携し、体力・運動能力調査などとの相関関係について調査・分析を行っていきます。

＜主な取組＞

①望ましい生活習慣の確立

ア．規則正しい生活リズムの定着

○学校・家庭・地域・行政それぞれが、こどもの規則正しい生活リズムの定着に向けた活動に取り組んできましたが、今後も、PTA活動や地域の研修会など啓発活動を積極的に推進し、児童生徒だけでなく保護者や地域の誰もが健康な生活を送ることができるよう、「はやねらデー」など地域ぐるみで望ましい生活習慣の定着を目指します。（参考：資料編p69）

イ．家庭との連携の強化

○学校保健委員会やPTA研修などを通じ、こどもと家族が共に様々な実践をしていく中で自ら生活習慣の改善に取り組む態度の育成を目指します。

○習い事等との適切なバランスを意識し、望ましい生活習慣の定着に向けて家庭への情報提供に努めるとともに、関係機関に対しても過度な練習や拘束時間とならないよう、注意喚起等を行います。

②体力・運動能力の向上

ア．運動に親しむ取組の推進

○小中学校は、持久走やなわとび等の身近にできる運動や外遊びを奨励し、児童生徒自身が身体を動かすことの楽しさや大切さを実感できる取組を進め、主体的に運動に取り組む態度の育成を目指します。

イ．運動部活動等の健全な推進

○スポーツ少年団やスポーツクラブ等の社会体育団体と、指導方針等についての相互理解を図り、活動の充実に努めます。

○指導者研修の実施による指導力の向上や、外部指導者の活用による指導体制の充実に努め、競技力の向上と強い精神力の育成と指導モラルやコーチング力の向上を目指します。

③健康・安全教育の推進

ア．教科等における指導の充実

- 小中学校は、体育科や保健体育科で、けがの防止や病気の予防、性教育、薬物乱用防止教育、心の健康などについて指導する一方、学級活動や健康安全・体育的行事で安全指導を行い、実践的態度を育成しています。
- 指導内容を厳選し、指導方法の工夫やICT機器の活用を図るなど指導の充実に努めます。

イ. 心の健康相談活動の充実

- 小中学校で心身の不調を訴える児童生徒にとっては、養護教諭のかかわりが大切です。そこで、小中学校では、保健室機能の充実を図り、児童生徒のけがや病気への対処だけでなく、悩み相談等を通して、心の健康管理意識及び能力の向上に努めます。
- 専門知識を持った「スクールカウンセラー³⁰」を派遣し、児童生徒や教職員、また保護者の相談活動を積極的に進めるなど、健康相談機能の充実を図ります。

ウ. 小中学校における運動器検診の適切な実施

- 健康診断では「四肢の状態」を必須項目として加えるとともに、四肢の状態を検査する際は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意することが規定されています。
- 身体教育医学研究所うなん等の専門機関と連携を図り、小中学校における運動器検診が適切に実施されるよう取り組みます。令和5年度から「認定スクールトレーナー制度³¹モデル事業」により、雲南市立病院リハビリテーション技術科の理学療法士から、「基本動作・姿勢（歩・立・座）」「体の上手な使い方」「ケガ・故障の予防」など専門的な指導を受けることができる取組を行っています。

④食育の推進

- 児童生徒が望ましい食習慣を身につけることは、健康な体を育むだけでなく、学力や道徳性の育成とも関係が深く、将来にわたって健康な生活を送るためにも極めて重要であることから、その定着を目指します。
- 小中学校は、「食の学習ノート」を活用しながら、食事や調理の基礎、食生活などについて、栄養教諭と連携を図って指導するほか、食事のマナー・作法といった態度や感謝する心を醸成します。
- 身近な題材である給食を生きた教材として活用したり、その生産者や食材の栽培、収穫、調理業者と交流したりする等の体験活動を通じて、食にかかわる人々の苦労や工夫、喜びや生きがいに気づけるようにします。
- 学校・家庭・地域・行政それぞれが役割を担って健全な食習慣の定着を図るため、「『夢』発見プログラム」の「基礎的体力・生活リズムと『食』」に関する学習を一層充実させ、食育の推進を図ります。
- 「雲南市脱炭素の取組」により、環境問題への意識や関心を高め、学校だけでなく、地域ぐるみで食べ残しの削減やコンポストの作成・利活用に取り組んでいます。

30 スクールカウンセラー：児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者で、児童生徒や親の相談活動のほか、教職員への指導・助言を行っています。勤務形態は、小中学校によって異なるものの、概ね中学校では週1回、小学校では月1回程度の勤務となっています。

31 スクールトレーナー制度：学校医・整形外科医等医師との緊密な連携の下、運動器の学術的知識と臨床技法を有する専門家を配置する制度。

- 「お弁当の日」等を設け、こどもと家族が共に食にかかる実践をする中で、自ら生活習慣の改善に取り組む態度の育成を目指します。

(4) 人権・同和教育の充実・推進と多様性の尊重

【基本的な考え方】

「差別」は決して許されないこと。また、差別する側の問題であるということ念頭に、小中学校においては一人一人を大切にする教育の推進を図り、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた人権尊重の意識を高め、豊かな人権感覚を育むとともに、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにすることができるよう取り組む必要があります。

特に「人権を守り、尊重する」「同和問題をはじめとするあらゆる差別をなくす実践力を高める」こと、また、「多様性を尊重する」ことに重点を置き、あらゆる教育活動において一人一人を大切にする視点を持つことが重要です。

このことを踏まえ、人権・同和教育に関する教育内容や、教員研修の充実を図ります。また、全ての児童生徒の進路保障に努めるとともに、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に主体的に取り組む態度や実践力を高める教育の充実・推進に努めます。

<主な取組>

①小中学校における人権・同和教育の充実

ア. 校内における推進体制の確立

- 誰もが、安心して学校生活を送ることができるよう、管理職のリーダーシップの下、全教職員で人権・同和教育、SOGI³²等に関わる様々な人権課題についての理解教育³³を進める組織づくりを行うことが必要です。
- 人権・同和教育全体計画や年間指導計画を作成し、全教職員の共通理解の下、教育活動全体を通じた人権・同和教育の推進を図ります。

イ. 同和教育の成果を踏まえた人権教育の推進

- 「同和教育を全ての教育活動の基底に据える」という考え方を人権教育に生かし、その理念に基づく教育実践を日常的に進めていくことにより、差別のない民主的な社会の実現に努める意欲と実践力を持った人を育てていきます。
- 小中学校は、児童生徒一人一人の思いやりの心や人権意識を育成し、差別をなくす実践力を培うという視点に立った指導を行います。
- 中学校区を単位として、校区内の学校の人権教育担当との連絡会を定期的で開催するなど、教職員間のネットワーク化、情報の共有化を図り、広い視野に立った指導・支援に努めます。
- 性の多様性について、小中で一貫した指導計画をもとに、取組を進めていきます。

ウ. 同和問題に関する学習の充実

- 小中学校では、人権意識の高揚や差別をなくす実践的な態度を育成するとともに、社会科を中心として同和問題に関する認識を深める学習に取

32 SOGI：多様な性の構成要素をあらわした言葉（Sexual Orientation：性的指向，Gender Identity：性自認の英語の頭文字をとったもの）。すべての人の性の構成要素に着目した表現であり、「誰もが当事者」と捉えていくことで、すべての人の理解やよりよい社会生活に向けた行動を目指していくものです。

33 理解教育：性的少数者等への理解を深めるための教育のこと。企業や学校でも理解を深めるための研修が行われています。

り組みます。

- 単なる知識理解にとどまることのないよう、教材の選択や指導過程、指導方法等を創意工夫し、児童生徒の心に響く授業の実践を図ります。

エ. 進路保障の充実

- 全ての児童生徒が、自ら主体的に学ぶ意欲と態度を高め、確かな学力を身につけるため、進路保障の充実を図る必要があります。
- 小中学校では、児童生徒が差別に立ち向かう強い意志や正しい認識、自らの進路に対する明るい展望を持って、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力の育成に努めます。

②学校・家庭・地域・行政の連携の強化

- 人権・同和教育推進上の課題解決を図るためには、保護者や地域住民、民間団体との連携・協力・交流を行うことが大切であり、発達段階に応じ、多様な人々との交流等、体験学習の機会充実に努めるとともに、家庭や地域とともに人権について考える機会を設けます。
- 小中学校における児童生徒の人権に関する課題（リアルの側面、デジタルの側面含む）について、保護者に情報提供をすることは重要であることから、保護者と教職員とが十分意見交換を行う機会の充実に努め、授業公開日や保護者会等を活用して人権問題やデジタル・シティズンシップ教育に関する研修会を開催し、教育、啓発を推進します。
- 人権・同和教育担当職員が児童生徒支援担当教員と共に同和地区内の保護者連絡会に参加し、同和地区の保護者との話し合いや交流を通じ、日常生活、教育、将来の進路に対する考えや希望などを正しく受け止めるとともに、学校・家庭・地域・行政の連携の強化に努めます。

（５）特別支援教育の充実・推進

【基本的な考え方】

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの構築が重要であり、特別支援教育を着実に推進する必要があります。

「インクルーシブ教育システム」においては、障がいのある子どもとない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に対応した支援や学びを提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を提供する必要があります。

本市では、しまね特別支援教育魅力化ビジョンの「育成したい人間像」（※１～３）に基づき障がいのある子どもとない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指した特別支援教育を発展させていくことが重要だと考えています。そのためには、それぞれの子どもが、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけているかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要だと考えています。

※１「夢や希望をもち、その実現に向けて学び続けようとする人」

「なりたい自分」「夢」をもち、それらに向かって挑戦する中で、主体的に課題に向かい、

自己選択や自己決定を行い、粘り強く学び続ける人

※2「人や社会とつながりを持ち、社会に参加・貢献しようとする人」

自分らしく他者や社会と関わり、その中で自らの役割を見だし、社会に参加、貢献できる人

※3「自分の意思を持ち、自分を信じ、他者を信頼し、共に生きようとする人」

自分の意志を持ち、他者に自分の思いを伝え、他者と共に生きる中で、自分を理解し、自信をもって活動し、他者と助け合って生きていこうとする人

＜主な取組＞

①一人一人を大切にする教育の推進

- 障害者差別解消法の施行（令和6年4月1日改正障害者差別解消法施行）を受け、本市においても平成29年度から「雲南市立学校における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を施行し、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて「合理的配慮」を提供します。
- 障がいの有無にかかわらず全ての児童生徒一人一人を大切にする教育を、小中学校における全ての教育活動の中で展開し、人権が尊重される学校・学級づくりを積極的に推進していきます。
- 多様なこどものニーズに的確にこたえていくために、特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターのみならず全ての教職員に対し、特別支援教育に関する各種研修会を実施し、教職員の資質と専門性の向上を図ります。
- 特別な支援を必要とするこども達に対する指導が、通常の学級に在籍する児童生徒にも指導上有効な手段として活用できることから、その手法等を積極的に取り入れるなどして、どの児童生徒にもわかりやすく幸せを感じるこどものことのできるユニバーサルデザインの授業づくりを目指します。
- 小中学校は、特別な支援を要する児童生徒の個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成し、組織的・計画的・継続的にきめ細かな指導・支援が行えるよう努めます。
- 小中学校の通常の学級に在籍している児童生徒に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、必要に応じて障がいに応じた特別の指導を特別の場で行う通級による指導の更なる充実に努めます。
- 小中学校に在籍する児童生徒のうち、特に配慮を要し支援及び介助が必要な児童生徒に対して支援員・介助員を配置し、小中学校での活動を援助することでこどもの健やかな成長を支援します。
- 小中学校は、児童生徒の障がいの状態等の把握及び学級経営方針について、全教職員で共通理解を図り、校内体制を工夫するなど、学校全体で特別支援学級を支えるよう協力体制を整えます。

②教育相談の充実

- こども家庭センターは、特別な支援が必要な幼児児童生徒について、在籍先からの相談や保護者からの相談に対応します。すべてのこどもにわかる授業づくりのヒント、集団づくりのヒント、保護者との信頼関係づくりなど、様々な要望に対し適切な助言および支援ができるよう教育相談の充実に努めます。
- 通常の教育相談に加え、特別支援学校合同相談会を開催したり、島根県東部発達障害者支援センターウイッシュの医師定期相談を利用したりなど関係機関との連携による教育相談の一層の充実に努めます。

- 読み書きに困難さのあるこどもへの早期の支援として、小学校ではデコーディング指導の充実のほか、こども家庭支援センター学習塾「まなびい」（平成29年度より）を開設して、LDの児童生徒に対して個に応じた指導を行う仕組みを作っています。
- こども家庭センターでは、こどもの発達や子育てに関する保護者の不安、悩みに対応するための取組を進めます。

③切れ目のない支援の充実

- すべてのライフステージ（その時々にごす環境や状況・場面）において、よりよい成長をしていくためには、支援の継続（移行支援）がとても重要です。就学前から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へ、学校教育から社会（就労）へといった次の段階へのスムーズな支援の引継ぎを目指し、5歳児健診結果や、個別の教育支援計画の活用、移行支援シート・移行支援計画表の提案、幼稚園等から高等学校までの幼児児童生徒の情報交換会の開催などの移行支援の充実に取り組みます。
- 就学前の幼児に関する相談が増加しており、早期の段階での気づきが重要となってきました。こどもと保護者に寄り添った支援及び幼児期からの一貫した対応が行えるよう、こども政策局や幼稚園等との連携を深めます。
- 「医療連携シート」の活用により、家庭・教育（保育）・医療が円滑に情報を共有し、適切な診断や医療的観点からの助言の下、当該幼児児童生徒の家庭や学校における支援や教育の充実を目指します。
- 「雲南市特別支援連携協議会³⁴」や「雲南市特別支援教育推進委員会³⁵」など本市で設置している各機関との協議の場を大切にし、こども一人一人に寄り添った支援ができるよう努めます。
- 早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行う「教育支援委員会」を設置しています。障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みを整えています。
- 特別支援学校のセンター的機能の活用や、療育機関や医療機関との連携を密にし、発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人一人に対する、より専門的できめ細かな支援の充実に努めるとともに、家庭や地域を含む多面的で社会生活につながる取組を進めます。特に、平成27年度に設置された島根県立出雲養護学校雲南分教室との連携を図り、市全体の支援体制の充実を図ります。

④保護者や地域への理解の促進

- 特別な支援を要する児童生徒を含めた全ての児童生徒は、家庭や地域の中で生活しています。社会の中の様々な人とのかかわりの中で生活することが、多様な刺激となり、こども達の発達を促していきます。そのため、保護者や地域の特別支援教育への理解が深まっていくよう理解の促進と啓発に努めます。
- 保護者や地域が、特別支援教育に対する理解を深めることができるよう、

34 雲南市特別支援連携協議会：教育関係者や福祉関係者、医療・保健関係者、学識経験者などで構成し、本市の特別支援教育全般について協議し、市内の幼稚園等、小中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒一人一人への支援の在り方を、より専門的な立場から審議する会議。

35 雲南市特別支援教育推進委員会：校長協議会、教頭会及び幼稚園・保育所（園）・こども園管理職会の代表と市教育委員会構成し、本市の保育所（園）・こども園・幼稚園・小学校・中学校の特別支援教育に関する課題や対策、体制づくりなどについて協議する会議。

- 市報への掲載を活用し、特別支援教育に関する情報を発信していきます。
- すべての幼児児童生徒が、障がいの有無にかかわらず、自分らしくいきいきと社会生活を送ることができるよう、保護者や地域、関係機関等と連携し、共生社会の形成に向けた理解の促進を図る取組を進めます。

（６）不登校児童生徒への対応の充実

【基本的な考え方】

不登校児童生徒は、全国では年々増加傾向にあり、雲南市でも同様の傾向にあります。不登校対応はそのこども達のキャリア形成にとって重要な課題です。

不登校児童生徒に対する教育機会を確保するとともに、教育支援センターを支援の中心に据え、行政や学校、外部支援機関との連携により、個々の実態に応じた必要な支援を行います。

令和４年度から、不登校の未然防止と初期対応に重点をおき、共通して取り組む事項を重点化した「不登校対策プロジェクト」を全市で展開しています。

＜主な取組＞

①学校が安全・安心な場となるための基礎的・基盤的取組の充実

- こども家庭センターと連携し、発達の課題や家庭教育の観点から児童生徒や家庭支援を推進します。
- 不登校対策ガイドライン³⁶（2022.3 市教育委員会作成のガイドブック）を活用して、不登校の「未然防止」「初期対応」「自立支援」の推進を図ります。
- 教職員研修の充実を図り、教員の不登校対応力を養います。
- アンケートＱＵを活用した学級づくりを推進します。
- 「校内教育支援センター³⁷」を市教育支援センター「おんせんキャンパス」と連携して運営するためのノウハウとスキルの育成を推進します。
- 集団づくり、学級づくりの研修講座を実施し児童生徒の関わりの力を育みます。
- 「スリンプル・プログラム³⁸」研修会を、全市内で実施します。

②関係機関との連携とチーム学校としての協働

- 配慮を要する児童・生徒への声がけ、定期的な相談や不登校児童生徒の家庭支援等を行います。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを児童・生徒理解、初期対応、ケース会議に参画させ、多職種で児童生徒や家庭支援を推進します。
- おんせんキャンパスと連携し、小中学校以外の学びの場の充実を図ります。
- 身体教育医学研究所うんなんと連携し、おんせんキャンパスに登校した

36 不登校対策ガイドライン：不登校の未然防止、早期対応、自立支援等について、「困った時に参考にする・取組の振り返りを行う」ことを目的に作成したもので、不登校児童生徒への支援の充実に活用するもの。

37 校内教育支援センター：増加する不登校児童生徒へ対応するために、落ち着いた空間で学習・生活できる環境として校内に設置した教室以外の場所（スペシャル・サポート・ルーム）。

38 スリンプル・プログラム：元名城大学曾山和彦教授が提唱する、こどもにかかわりの力を育成するプログラム。ソーシャルスキルトレーニングと構成的グループエンカウンターとで構成された約10分のグループで実施するプログラム。自尊感情や人付き合いのコツを育成することをねらいとしています。

児童生徒の健康観察のデータの収集に着手しました。今後どのように活用できるか検討を進めます。

③支援記録などのデジタル化による情報共有

- 「校務支援システム：長期欠席者処理」を利用し、欠席状況・対応状況を確認し、支援に生かします。
- 配慮を要する児童・生徒のスクリーニングを行い、「スクリーニングシート」を活用して、未然防止や早期対応に生かします。
- 不登校児童生徒一人一人の状況を的確に記録した「児童生徒理解・支援シート」を、当該児童生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有しながら支援に生かします。

④教育支援センター（おんせんキャンパス）の機能充実

- 教育支援センターがハブ的役割を担うことにより、小中学校や行政、外部の関係機関の一層の連携強化を図ります。
- 小中学校や関係機関と情報を共有しながら、こども達一人一人の状況にあわせた活動やきめ細やかな支援を行います。
- 学習支援だけでなく、体験活動やスポーツ活動など様々な個別プログラムを提供し、小中学校以外の学びの場の充実を図ります。
- アウトリーチ（訪問支援）により、困難を抱えるこどもや保護者に「つながりにいく」「伴走する」支援の充実を図ります。
- 保護者相談及び保護者同士の交流の場や子育てに関する研修会の開催など家族サポートの充実を図るとともに、保護者が相談しやすい場づくりに努めます。

（7）いじめ防止に関する生徒指導体制の構築

【基本的な考え方】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、著しく人権を侵害するもので、差別と同様に「する側」の問題であるとの認識を持って取り組む必要があります。教職員はもとより児童生徒もこのことを十分に理解する必要があります。いじめ問題は小中学校における最重要課題の一つであり、本市では、「いじめ対応マニュアル」の作成や、アンケート調査による早期発見・早期対応に取り組むなど、これまでも様々な取組を行ってきました。

しかし、依然としていじめ問題の根本的解決には至っておらず、さらに近年はインターネットやSNSなど、直接目に触れにくい環境でのいじめが発生するなど、状況はますます多様化・複雑化しています。

このような現状を改善するため、平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」に基づき策定した、「雲南市いじめ防止基本方針」にのっとり、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめ発生時の組織的な対応に努めます。

＜主な取組＞

①いじめを許さない心の育成

- いじめは「どのこどもにも、どの学校にも起こりうる」ことを前提に、全ての児童生徒を対象として、いじめを許さない強い心と信念の育成に取り組めます。
- いじめを許さない心を育成するため、小中学校では授業や学校行事を通

して児童生徒の自尊感情や人権感覚を養うとともに、社会性や規範意識、思いやりの心など、豊かな心の育成を図る、地域での「ふるまい向上推進」に取り組みます。

②いじめを未然に防止する体制の構築

- 「雲南市いじめ問題対策連絡協議会³⁹」により、いじめ防止等に関する機関及び団体との連携・協働を図ります。
- 小中学校は各学校の実態に即した「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止の取組や早期発見・早期対応の在り方、相談体制等を具体的に示します。

③情報モラル、問題行動等への対応

- インターネット等の普及により様々な情報を簡単に得ることができるようになりましたが、フェイクニュースやA Iの誤った利用による誤った情報や興味をそそるような情報も氾濫しています。そこでは何が正しい情報なのかを見抜く力も求められます。インターネットの利用方法や情報管理の徹底、デジタルメディアの長時間利用が発育等に及ぼす影響等について、各小中学校でのデジタル・シティズンシップ教育の計画的な実践や研修等の取組を推進します。
- 問題行動について、小中学校では事案の大小に関わらず把握するよう努めています。把握した場合は、経過確認・情報共有・本人等への対応や指導・保護者等への対応や指導などを丁寧に行っています。今後も把握に努めるとともに、問題行動を起こさせない指導、相手の気持ちを理解できる創造力を育む心の教育等に取り組みます。

④重大事案への対応

- 万が一、重大事案が発生した場合、総合教育会議の招集や調査を行う組織体制の構築等、迅速に事案に対処します。
- いじめを受けたこどもに対する心のケアや、本人とその保護者に対して適切な情報提供を行うとともに、就学校の指定変更等、弾力的な対応を行います。

(8) 部活動の地域展開に向けた取組の推進

【基本的な考え方】

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することはとても重要です。少子化が進む中で機会を確保するためには、学校の枠を超えて練習することやチームの編成を行うことが必要となってきました。地域の指導者の協力を得て、部活動の地域展開を進めることで、生徒のスポーツ・文化芸術活動が継続できるよう取り組みます。

地域展開に伴い、地域の指導者による専門的な指導を受けることが可能となることが期待されるほか、教員の部活動指導に関する負担軽減にもつながります。

部活動の地域展開を、部活動がより良い形に生まれ変わる好機としてとらえ、新たな形で生徒が活動できるように支援をしていきます。

<主な取組>

- 生徒数の減少に伴い部活動をする生徒が減少する中で、中学校では合同

39 雲南市いじめ問題対策連絡協議会：市教育委員会、小中学校、児童相談所、警察等を構成員としていじめ問題等に対する課題等を共有し、対応について効果的な手段を総合的に検討しています。

チーム等の組織編制や活動内容、あるいは発表の場の工夫や外部講師の積極的な活用、また、環境整備に努めるなど活動を一層充実させていきます。

- 令和6年度に「雲南市中学校部活動の地域展開に関するガイドライン」を策定し、中学校部活動の地域展開に向けての方向性やスケジュールを示します。地域展開の一番の目的は、全ての生徒に自分がしたいスポーツや文化芸術活動を行う機会を確保することです。それに向け段階的に、教職員以外の地域の指導者による休日の合同部活動を実施し、最終的には平日の活動も地域クラブに移行することを目指します。
- 部活動の地域展開をスムーズに進めるためには保護者・地域の理解が大切です。部活動の地域展開の目的や現状を、保護者や地域に適切に理解していただくために、ホームページや市報等を活用して積極的に迅速な情報提供を行っていきます

4. 中学校区内の連携・交流の推進

幼稚園等から小学校、中学校へと進学する度に、こどもを取り巻く環境や人間関係は大きく変化しますが、こどもの健やかな成長のためには、一人一人のこどもへの継続したきめ細かな指導や支援が非常に重要です。このため、長期的視野に立った継続的な教育が必要となります。

同じ中学校区内にある幼稚園等や小中学校は、学校運営協議会において地域で目指すこども像の共有化を図りながら、幼児期から中学校卒業までを見通した教育の在り方や、こども理解に努め、校種間・学校間の連携を一層推進します。

(1) 連携・交流活動の推進

【基本的な考え方】

環境の変化によるこどものストレスや不安を軽減したり、校種間の円滑な接続を図ったりするためには、教職員やこども同士の交流が効果的です。交流活動はお互いの顔と名前を知り、絆を深め、信頼関係を構築し、こども達に安心感を抱かせることができ、また、いじめや不登校といった課題の未然防止や解決にもつながります。教職員にとっても、お互いの教育目標・保育目標や指導内容・保育内容などを理解し合うことは、校種間の円滑な接続につながります。

学校間・校種間の連携・交流活動を積極的に推進し、教職員やこども同士の信頼関係の構築に努めます。

今後、中学校区内の実態に応じた体制で小中一貫学園化構想を進め、教職員がベクトルをそろえて児童生徒の教育にあたり、目指すこども像、教育目標、教科指導方法など小学校から中学校まで一貫した指導観の下、教育を行っていきます。

<主な取組>

① 幼児児童生徒の交流の推進

- 中学校区ごとの連携会議を今後さらに充実させるとともに、校長協議会や雲南市教育研究会などと連携しながら、広域的・協働的な視点に立って地域ぐるみの教育を目指します。
- より長期的な視野でこども達を地域で育てられるよう、市内の高等学校や県内の高等教育機関との連携を深めます。
- 同じ中学校区の学校間・校種間の幼児児童生徒の交流活動は、軽スポーツや「『夢』発見ウィーク」での取組、また、文化活動や奉仕活動等を

中心に行なわれています。今後も同じ中学校区内で学ぶ幼児児童生徒の交流活動や、学校間・校種間の連携を密にした交流活動を継続的に実施し、人間関係づくりに努めます。

②教職員の連携・交流の推進

- 校種間の連携会議が単なる情報交換の場にとどまるのではなく、公開授業や教職員の交流活動、研修の推進につながるよう、異校種体験研修の導入等も盛り込み、教員のこども理解力や授業力、学級経営力などの向上が図られるよう支援し、一層の推進に努めます。
- 各教科において高校や大学とも連携し、各教科でどのようなことを学習しているか、その学習がどのようなつながりを持ってそれぞれ連続しているのか等、情報の共有化を推進します。

③家庭・地域との連携・交流の推進

- 学校・家庭・地域・行政の間で、地域で育てたいこども像の共有化を図ることは非常に重要であることから、学校運営協議会をはじめPTA組織や地域自主組織、青少年健全育成協議会⁴⁰等と連携を図り、子育てに関する情報交換や交流活動を進め、地域全体でこどもを守り育てる体制づくりに努めます。

40 青少年健全育成協議会：青少年を取り巻く問題の重要性から、関係機関・団体と協力して、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に、様々な事業を行う団体。

第3章 心豊かでたくましい人づくりを目指した社会教育の推進

1. 社会教育の推進

第12期中央教育審議会生涯学習分科会（令和6年7月16日）において、「全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開」について提言がなされました。そこには、人生100年時代に、経済的豊かさのみならず精神的な豊かさから幸福や生きがいをつめる「ウェルビーイング」を目指し、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続けられる社会の創造、デジタル社会や社会的包摂への対応、人々の学習活動の支援を通じて地域コミュニティの基盤を支える社会教育人材の育成などの方向性が示されました。

本市では、第4次教育基本計画において、特に学校・家庭・地域・行政の連携・協働によるキャリア教育の充実を目指し、社会教育による学校教育の支援という視点から、こどもを中心に据えた社会教育の推進を図ってきました。その推進体制として、中学校区毎に学校運営協議会を設置し、各小中学校に地域コーディネーターを配置して、各々の連携・協働による取組を実施してきました。その結果、地域自主組織を中心とする地域住民、保護者による学校教育との連携・協働が推進され、学校の支援にとどまらず、市民の生涯学習の機会や地域の活性化につながるなど、生涯学習の面でも多くの成果を上げてきました。

今後は、これまでの推進体制の整備、社会教育の推進の成果をふまえながら、どこに生まれても、どこに住んでいても、同じ学びにアクセスでき、人生100年時代においてもいつまでも仲間とともに学び続けられるような生涯学習を支える社会教育の体制づくりを一層進めていく必要があります。

（1）社会教育の視点

【基本的な考え方】

社会全体の多様化、急激な少子化、人口の減少が進む中、様々な背景を持つ人達との共生社会の実現を目指し、世代間や他地域・多文化とふれあう価値が今後ますます高まっています。多様な人々や組織同士の関わり合いの創出や、分け隔てなく「誰もが一緒に学び合える」社会教育環境づくりが必要です。さらに、生まれ育った場所や金銭的な理由などでやりたいことを諦めることなく「生まれ育った環境に左右されない」社会教育環境づくりも求められています。

一方、日本全体の健康寿命が伸び続け、高齢になっても生きがいを持って人生を楽しめる環境づくりが必要になっています。人生で働く時間の割合はより多くなり、終身雇用の時代から、今後数十年の間に、約50%の仕事が入れ替わっていく時代へと移る中、「いつまでも学び続けられる」環境が重要になっていきます。

変化の激しい時代、デジタル革新の中において、学ぶべき内容や学び方は、今までと全く違うものになってきています。雲南市の良さである人と人とのつながりをこれからも大切にしながら、すべての人の生涯学習を支える必要があり、デジタル技術の活用も含め「どんな学びにもアクセスできる」生涯学習環境づくりを目指していかなければなりません。

これら4つの視点を大切に、社会教育の推進に取り組んでいきます。

<主な取組>

- 人口減少が続く中でも、雲南市に暮らしてよかったと思えるよう、幼児から高齢者まですべての人に集い、学び、活動する生涯学習の楽しさを

- 味わってもらえる仕組みづくりに取り組みます。(参考：資料編 p 70)
- 地域ごとに進めている社会教育・生涯学習の取組をお互いに情報交換し、助け合い、高め合う仕組みを作ることによって新しい取組につなげ、すべての人が社会教育の恩恵を受け、地域が活性化する仕組みの構築を進めます。
 - 環境による学習機会の格差をなくすため、組織同士を結び、人と人をつなぎ、お互いに助け合う仕組みづくりに努めます。
 - 社会教育施設の偏在による生涯学習サービスへのアクセスのしやすさ、しにくさといった機会の不均衡の改善に努め、全ての人のそれぞれの興味関心に応じた個別最適な学びの環境づくりに取り組みます。

(2) 学校・地域の協働の推進

【基本的な考え方】

地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担うこども達の成長を支えていく「地域学校協働活動」を一層推進し、よりよい教育活動につなげます。

また、地域で実施されるこどもを中心に据えた様々な体験活動や学習活動を通じて、地域の教育力の向上や地域の持続的発展を支えます。

＜主な取組＞

- 学校と地域との連携により、ふるさと教育や「『夢』発見プログラム」等ふるさとの「ひと・もの・こと」を活用した教育活動の充実を図ります。
- 「学校運営協議会」を通じて、地域の目指すこども像やこどもに身に付けたい力を学校と地域が共有し、地域におけるこども達の成長や学びを支える活動の充実を図ります。
- 引き続き全小中学校に地域コーディネーターを配置し、地域学校協働活動を円滑かつ効果的にコーディネートします。
- 各地域で実施される特色ある体験活動や交流活動を支援します。
- 児童生徒の地域行事やボランティア活動への参画、高校生の地域課題解決学習等こども達が地域住民と触れ合い、ともに活動する取組を推進します。

2. 地域自主組織との連携

地域自主組織では、交流センターを拠点に、市と連携を図りながら、活動の主要3本柱の1つである、地域での生涯学習活動が展開されており、地域住民の自主的な学習や活動を通じて、持続可能な社会の形成に向けた取組が進められています。

地域住民が地域で共に学び、問題意識を共有したり、相互に認め合い、自らが地域の中に居場所をもっているという肯定感を得たりする過程を通じて、地域に対する愛着や誇りが生まれます。このことは住民同士が対話や議論を通じて地域の将来像を考え、自らも当事者としてよりよい地域づくりに持続的に取り組もうとする意欲にもつながるものです。(参考：資料編 p 70)

少子高齢化や過疎化により地域においては、地域の社会教育を担う担当者や講師を確保することが困難になりつつあり、新たな担い手を育成することが重要となっています。地域には、それぞれの地域の特性やそこで暮らす人々の思いがあり、その良さを活かしながら活動や実践を重ねることが持続可能な地域づくりや人づくりにつながります。そのためには、講師等に学ぶ講義的な研修だけでなく、他の優れた事例を参考にしながら具体的実践を重ねる取組を進めていくことが

効果的です。

中学校区程度のまとまりなどで、お互いに社会教育の実践について情報交換し、時に悩みを出し合い、取組を相談し合い、必要に応じて共同で事業や教室を実施することに結びつく、地域自主組織の取組の幅が広がっていきます。更に、市や学校運営協議会や地域コーディネーターと連携することにより、より効率的実践的な社会教育環境・地域づくりができると考えます。

（１）行政からの支援

【基本的な考え方】

地域自主組織の社会教育に関する分野の事業の拡充のためには、市との連携が重要になります。市主催の研修、会議等を活用して、地域自主組織への情報共有などに努めます

また、いつでもどこでも学び合う機会の創出のために、地域自主組織に対し、研修の支援や情報提供を行うことで、担当者やリーダーのスキルアップやノウハウの蓄積の支援を行います。

<主な取組>

○社会教育に関する活動の拡充や、他の組織との連携、合同研修会などの開催等について推進していきます。

（２）地域自主組織同士の連携の促進

【基本的な考え方】

地域自主組織は、それぞれの組織により各種の活動に取り組んでいますが、取り組む内容や重点項目は、組織により異なっています。他の組織と情報共有を行ったり、共同で研修を実施したりするなど組織間の連携をより密にすることで、地域自主組織の持つ特性を生かした生涯学習の機会の創出や、地域全体の社会教育の力の向上が見込まれます。地域ごとの特色を生かしつつ、他の取組の情報を収集することで、地域の取組の幅が広がることから、地域自主組織同士の連携を促進します。

<主な取組>

○中学校区程度のまとまりなどの場での、地域自主組織の情報共有、研修の場づくりを支援します。

3. 次代を担う人づくりの推進

人口減少と少子高齢化が進み、それに伴う地域活力の低下が懸念されているなか、持続可能な地域を維持・発展させていくためには、次代を担う人づくりを進めていくことが重要です。

こども達がこれからの社会を生き抜くのに必要な資質・能力を身に付け、自分自身が社会の担い手であるという意識を高め、地域の次代を担う人に成長できるよう、地域コミュニティ全体が教育の一翼を担い、地域をフィールドとした課題解決学習や体験活動などに取り組みます。

また、地域住民がこども達の教育活動に関わることで「地域のこどもを地域みんなで育てる」という機運を醸成し、地域の教育力の向上にも努めます。（参考：資料編 p 69）

(1) こどもの社会的自立の支援

【基本的な考え方】

こども達が、これからの社会の一員として生き抜き、よりよく生きていくためには、基本的なコミュニケーション能力や生活習慣を身に付け、こどもの社会性や思いやりなど豊かな人間性を育み、人間関係形成力を育成することが重要です。そのため、様々な交流・体験活動や学習機会を提供し、「社会を生き抜く力」として必要となる、自ら考え、基礎的な能力を養い、こども達の社会的な自立を促します。

<主な取組>

①多様な学習機会の充実

- 地域自主組織や地域で活動する団体が行う多世代交流活動、文化活動、自然体験活動等を支援し、こども達が自ら考え、主体的に判断し、表現し、行動できる資質や規範意識、人間関係構築能力の形成につなげます。
- 市内文化・体育施設においては、休日や長期休業期間中を中心に、それぞれの施設の特性や専門性を生かした体験型の講座や教室、異年齢のこども達や親子で楽しめるような多様で魅力あるプログラムを提供します。
- 地域では、大人や異年齢のこども達との学習・体験活動を通じて、礼儀や作法、あいさつ、ルール、しつけ、思いやりなどのふるまいを定着させるよう努め、「自立して生きる力」や「人と共に生きる力」を育みます。
- こども達の多様な選択肢を確保し、一人一人の興味や可能性に応えるため、放課後における部活動の在り方について、学校、地域、家庭、行政が一体となって新たな仕組みづくりを検討していきます。

(2) 主体的な学びの推進

【基本的な考え方】

VUCAの時代と言われる現代、変化に対応する人材を育成するためには、主体的・対話的で深い学びを行う学習を通して、自ら学び、考え、行動できる人づくりを進めていくことが重要です。主体性・思考力・判断力・表現力など多彩な能力を養う課題解決学習やキャリア教育に積極的に取り組み、主体的に社会の形成に参画し、社会や地域に貢献意欲を持つ人づくりをすすめます。

<主な取組>

①地域と連携した主体的な学びの推進

- 高校の「総合的な探究の時間」を活用した雲南式探究⁴¹では、高校と地域の一層の連携・協働を図り、こども達が多様で魅力ある地域のひと・もの・ことと触れ合いながら、地域のなかで主体的・対話的な教育活動を実践します。
- 「スペシャルチャレンジ Jr プログラム⁴²」では、こども達が地域のなかで学び合いながら、自分らしいスペシャルなチャレンジに挑戦し、自

41 雲南式探究：自分を知り、地域（他者）から学び、社会（誰か）のために行動することを体感するプログラム。

42 スペシャルチャレンジ Jr プログラム：雲南市を舞台に、中高生が自分で考えたプロジェクト（スペシャルチャレンジ）に挑戦する社会教育プログラム。

己効力感を育んでいくとともに、地域もチャレンジ精神に溢れるこども達の学びと成長を応援し、社会や地域の役に立ちたい意欲を持つこども達を育みます。

- 「『夢』発見ボランティア⁴³」では、地域住民と交流したり、地域活動に主催者側として活動したりすることで、ふるさとへの愛着を深め、地域への貢献意識や地域の形成者としての自覚や当事者意識の醸成を図ります。また、地域においても、地域でこどもを育てる意義を再認識する場とし、学びの好循環を生み出します。

②地域の理解と支援の拡大

- 市内全域をフィールドとした課題解決学習においては、より多くの、より幅広い層の地域住民がこども達の取組にかかわることでこども達の学びが一層充実したものになるよう、地域の理解と支援の拡大に努めます。

(3) こどもが安心して健やかに過ごせる環境づくり

【基本的な考え方】

地域では、登下校の見守り活動を行ったり、放課後や週末の体験活動等にボランティアとして参加したりするなど、地域がこどもを育てる環境づくりが行われています。

地域全体でこどもの成長にかかわることは、次代を担う人づくりの推進や地域の教育力の向上にもつながります。地域の大人の一人一人が自分のできることを考え、実践していく機運を醸成し、地域でこどもが安心して健やかに過ごせる環境づくりに努めます。

<主な取組>

- 放課後や週末等に小学校の余裕教室や交流センター等を活用し、地域のボランティアの参画を得て、安全・安心な遊びの場を提供し、見守りを行っていきます。また、四季折々の催しなどの体験や学びを通じて、地域の人達との交流を図ります。
- 文部科学省、厚生労働省より「新・放課後子ども総合プラン」が出され、「放課後子ども教室」は、「放課後児童クラブ」と一体的に実施することまたは連携して実施することが求められています。今後は相互に連携・協働し、総合的・体系的に推進していく方策を検討します。
- 少子高齢化、過疎化、教職員の働き方改革を見据えた今後のこどもの放課後の過ごし方について、どのようにして有意義で豊かなものにしていくか、学校・家庭・地域・行政が一緒になって、こどもを支える体制や方策を検討していきます。
- 雲南警察署、少年補導委員、雲南地域安全推進員協議会、雲南市民生児童委員協議会、青少年健全育成協議会等との連携・協働を図り、地域に根ざした取組を進めます。（参考：資料編 p 70）

4. 地域の子育て支援の充実

地方公共団体は、家庭の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるこ

43 『夢』発見ボランティア：中学生が夏休みや冬休みの長期休業期間中に自分が暮らしている地域のために、主体的に行動、実践する活動。

ととなっています。

近年、少子化の進展や家族構成等の家庭を取り巻く環境の変化、多様化する家庭状況（貧困、ヤングケアラー）に対し、地域全体で家庭教育を支えてきています。また、地域社会との様々な関わりを通じて、こども達が安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りをこども達に育成します。

（１）子育て意欲の向上

【基本的な考え方】

現代は、育児に関する情報が溢れるほどあり、適切なものを見極めることが難しく、子育てに関して迷っている親や、不安を抱く親も少なくありません。このような状況の中、仲間づくりや相談体制の充実を図ることが必要です。親の子育て意欲の向上と子育ての不安解消のため、地域と連携しつつ子育て学習機会と相談体制の充実に努めます。

＜主な取組＞

①子育てに関する仲間づくりの支援と学習機会の充実

○幼稚園等・小中学校、PTA、子育て支援センターなどと連携・協働して、総会や研修会の場を活用する等して同じ年代のこどもを持つ親同士が子育てについて話し合ったり、子育て経験者からの話を聞いたりするなど、親同士が学び合う機会を提供します。

○親学ファシリテーターによる「親学プログラム」を推進し、子育てに関する学習機会の充実に努めます。

②相談体制の充実

○こども家庭センターを妊娠・出産・子育て期に至る切れ目ない子育ての総合相談窓口として開設し、保護者や在籍先（保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校）からの様々な相談に応じ、保護者自身が生活の中で自信を持ち、喜びを感じながら子育てができるように課題に対する支援を行っていきます。

○就園・就学後の親にとって、幼稚園等・小中学校の教職員は身近な相談相手であり、今後、親から教職員への子育てに関する相談がより気軽にできる環境を整備していきます。

（２）家庭の教育力の向上

【基本的な考え方】

妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援の実現に向けて、地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と他の部局の間、関係機関、関係者の間で支援が必要なこどもや家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図ります。

＜主な取組＞

①生活リズムを整える機会の提供

○「はやねらデー」など生活リズム向上のための取組は、こどもを対象とするものですが、それと同時に家族にとっても、こども達の食事や生活リズムについて考え、取り組んでいく機会となります。

○今後もこのような活動を推進していくため、PTAと連携・協働し、学習

機会や情報の提供などに努めます。

②講演会・学習会の開催

○家庭教育への関心を高めるため、学習機会の充実を図っていくことは極めて重要です。そのため、PTAや地域自主組織等と連携し、子育て世代の生活リズム、規範意識、社会的役割に対する意識の向上と、それらを実践に結び付けることをねらいとした講演会や学習会の開催等、学習機会や情報提供の充実に努めます。

③親子活動の充実

○親子活動は、こどものためだけの活動ではなく、親にとっても貴重な体験の場であり、親子の絆を深める機会でもあります。こうした親子の絆を深めるための自然体験活動など、地域における親子活動の充実に努めます。

○（絵）本の読み聞かせ活動は、親子のふれあう機会（スキンシップやコミュニケーションなど）が増え、こどもの情操教育につながることから、市内の図書館・図書室・ボランティア団体と連携・協働し、（絵）本の紹介や読み聞かせの研修会の開催などにより、親子活動の一層の推進を図ります。

○雲南市青少年健全育成協議会で毎月第三日曜日に取り組んでいる「うんなん家庭の日」を推進し、家庭や地域を大切に思う心の育成に努めます。

（3）地域社会全体で子育てを支援する環境づくりの推進

【基本的な考え方】

近年、他人（家）の子育てに口を挟めないという風潮があり、それがかえって子育てをする親を孤立させてしまうこともあります。一方で、祖父母や地域住民など子育てを支援する人は、親にとって最も身近で頼りになる存在であり、子育てに関する悩みや相談ができる相手がいることで子育てに対する不安感、負担感を和らげることに繋がります。

子育てを家庭だけに任せるのではなく、地域社会全体でこどもを育む環境をつくっていく必要があります。その支援のための環境づくりに努めます。

＜主な取組＞

①地域が子育てにかかわるための機会の充実

○放課後子ども教室や地域自主組織等が実施するこどもに関する事業を通じて、地域住民が子育てにかかわる機会を創出します。（参考：資料編 p 69）

5. 図書館サービスと読書活動支援の充実

現在本市は、市立の図書館が3館（大東図書館、加茂図書館、木次図書館）、図書室が3箇所（三刀屋永井隆記念館図書室、吉田農村環境改善センター図書室、掛合図書センター）を設置しています。

各図書館においては、司書を配置すると共に読み聞かせや地域ボランティア団体と連携した活動など特色ある図書館サービスを提供しています。人生を豊かにする読書や情報収集の機会を提供する役割として、また地域住民のニーズに対応する情報拠点として、引き続き各種図書サービスの充実に努めます。図書室においても、図書館と連携を密にし、図書に触れる機会の充実に努めていきます。

読書活動の推進については、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」において「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高

め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」として理念に据えられており、こどもを中心に据え、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができる環境の整備に努める必要があります。

(1) 図書館資料の充実

【基本的な考え方】

図書館・図書室は本の貸出・閲覧等に加え、地域における学習や情報収集を支える拠点の一つです。多様化する市民のニーズに応えるためには、様々な分野にわたる資料の収集・提供は欠かせません。利用者からの意見も伺いながら各種図書資料や視聴覚資料等の充実に努めます。

また、市内外の公共施設・博物館・図書館とのネットワークを通じて、資料や情報をやり取りすることで、幅広い図書や情報の提供に努めます。

<主な取組>

- 新刊図書や雑誌、新聞の確保、また行政資料や郷土資料の収集、整理、保存等を行うとともに、市内外他の図書館との連携により、多種多様な資料の提供ができるよう努めます。（参考：資料編 p 70）
- 乳幼児期から高校生期までの発達段階に応じた図書の充実に努めます。
- 最寄りの図書館にない図書や資料についても、県立図書館や他の図書館と連携協力し、より広い分野の図書提供等を図ります。

(2) 図書館サービスの充実

【基本的な考え方】

図書館は、市民の生涯学習を支えるための情報の収集・提供の拠点として、誰もが利用しやすい環境として機能することが求められています。

業務は、本の貸出・返却に加え、レファレンスサービスやリクエストへの対応、こどもの読書活動への支援など、様々な役割を担っています。

情報発信や各種催しの開催を通して、本や図書館に親しんでいただけるような取組や、市内各公共施設等と連携した図書返却受付などの利便性の高いサービス環境の整備に引き続き努めます。

<主な取組>

- 図書館ボランティア団体と連携した子育て支援や、多世代の図書館利用の推進に取り組みます。
- 資料等に関する相談を受ける「レファレンスサービス」や、こどもに本との出会いを提供する読み聞かせ等の「児童サービス」、図書館の利用が困難な方に貸出希望資料を送付する「障がい者サービス」等、利用者の状況に応じたサービスの提供に努めます。
- 季節や時節に応じた図書資料の展示や図書館だよりの発行、関係機関や団体が発行するパンフレット・チラシの提供など、情報発信の充実に取り組んでいきます。
- 各図書館に司書を配置し、図書資料の選択やレファレンス、読書案内など専門的業務を担ってもらうと共に、図書室の支援を行います。
- 図書室においては、市教育委員会が図書の配置方法や修繕、装備等に関する研修や実践の場を設けるなど、各図書室の実状や特色に応じた支援を行っていきます。

- 図書館への本の返却については、貸出した図書館以外の図書館やチェリヴァホール等の施設からも返却できるサービスを継続し、利用者の利便性を確保します。

(3) 図書環境のDX

【基本的な考え方】

市立図書館と小中学校は同じ蔵書管理システムを活用することで、管理している蔵書を双方で検索することができるなど利便性を高めることができます。こども達が様々な本と出会い、興味関心を広げていけるよう、引き続きネットワーク等の環境整備に努めます。

また、あらゆる分野においてデジタル化が進んでいるように、図書を取り巻く環境についても例外ではなく、デジタル技術を活用した情報発信の充実に努め、図書を取り巻くサービスのDX化についても、検討していく必要があります。

＜主な取組＞

- インターネットを活用した情報発信の強化や図書サービスの向上を進めると共に、図書館への更なるデジタルの導入方針など中長期的な図書館DXの在り方について検討を進めます。
- 市立図書館と小中学校図書館で一体的に整備している蔵書検索システムを活用し、引き続き相互に連携協働した資料の貸出に努めます。

(4) こどもの読書活動の推進

【基本的な考え方】

生涯にわたって読書活動を行う上では、こどもの時から読書習慣を身につけることが必要です。そのため、幼稚園等・小中学校や地域では読み聞かせ、朝読書や親子読書の推進など本に親しむ機会の充実に図り、読書習慣の定着化を図る取組が行われています。

また、読み聞かせボランティアや学校図書館支援員等によりこどもの読書活動が支えられており、今後もそうした活動を支援し、ボランティアの確保やその養成のための研修等を開催することで、こどもと読書をつなぐ人材の育成に取り組めます。

こどもの読書環境については、図書館や学校図書館等の整備・修繕を適宜図り、環境の充実に努めます。

＜主な取組＞

- 市内の各地域では、読書ボランティアによる読み聞かせ等の活動が行われています。今後もそれらの活動を支援するとともに、読書ボランティアを養成する研修会を開催するなど、地域における読書活動の一層の充実に努めます。
- 図書館は、ボランティア団体と連携し子ども読書会活動、「図書館まつり」や市立図書館を訪問する「図書館見学」等を引き続き行っていきます。
- 出張ライブラリーにより、図書室等の書籍の拡充や普段本の貸出がない公の施設等に図書コーナーを設置することで、こども達が書籍に出会い、興味を持ってもらうきっかけとなるような環境の拡充を進めます。
- 学校図書館においては、こどもの読書活動推進のための情報提供や「学

習・情報センター」機能による、ICT利活用とのバランスのとれた活用及びネットワークの推進に努めます。

6. 人権・同和教育の推進

日本国憲法では、「基本的人権の尊重」を基本原理の一つにあげ、国民が自由に人間らしく生きることができるように、侵すことができない永久の権利として保障しています。

市民一人一人が人権の意義や重要性について深く理解するとともに、「相手の立場に立って人権を相互に尊重し、認め合い、思いやりに満ちた平和な地域社会の創造」を目指し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に重点的に取り組み、人権を基本に据えた市政を行うため、人権・同和教育の推進に努めます。

(1) 人権・同和教育の基本的な考え方

【基本的な考え方】

人権・同和教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえながら、地域の実状等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ推進していく必要があります。

社会教育においては、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。そのため、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の涵養が求められています。

<主な取組>

- 市民一人一人が人権について正しい理解と認識を深め、人権への配慮や態度が日常生活での行動に表れるよう、人権意識を高めていくための施策を積極的に推進します。（参考：資料編 p 70）
- 「愛に生き、平和に生きた、永井隆博士」という偉大な先人の存在があり、本市が、平成17年11月に「平和を」の都市宣言を行ったことは全国に誇れることであります。「平和を」と「如己愛人」の精神により世界に平和を訴え続けられた永井隆博士や、「故郷を愛す 国を愛す 世界を愛す」の精神により世界の平和と女子教育の発展に尽力された上代タノ氏の精神を未来へと継承していくことが必要です。そのため、平和教育を人権・同和教育の一環として取り組み、市民がお互いの命と人権を尊重し、差別のない思いやりの溢れた明るい雲南市を築いていきます。

(2) 人権・同和教育、平和教育の推進

【基本的な考え方】

人権課題が多様化する中で、市民一人一人が人権について自分自身の問題として捉え、正しい理解と認識を深め、差別問題解決のための実践につながるような教育・啓発活動を行っていくことが大切です。今後も学校、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて、こどもから大人まで各段階に応じた実践的な教育・啓発活動を推進します。

＜主な取組＞

①学校との連携の強化

- 豊かな人権感覚を養っていくためには、幼児期から発達段階や個性に応じた教育が必要であることから、幼稚園等・小中学校や高等学校、特別支援学校の人権教育担当者と連携を図っていきます。
- 定期的な連絡会を開催するなど、情報の共有化を図り、広い視野に立った指導や支援を行います。
- 学校教育における人権・同和教育の推進には、教職員の役割と自覚が重要となることから、人権・同和教育主任や新任教職員等を対象とした同和問題研修会、差別事象をテーマに市内の小中学校を巡回して行う同和問題研修会を開催し、学校全体で人権・同和教育が推進されるよう支援します。

②地域における人権・同和教育の推進

- 市民の人権意識を高めていくため、生涯各期に対応した多様な学習機会を提供していきます。
- 研修会に市民がより多く参加しやすい形を探索しながら、市全体を対象とした「人権問題を考える講演会」をはじめ、市内全域で同和問題地域講座と定例公開講座（人権問題全般）を開催します。
- 地域自主組織や自治会が主催する研修会への資料提供、講師派遣などの人的支援を進めていきます。

③家庭における人権・同和教育の推進

- 家庭はあらゆる教育の出発点であり、人権意識を育む上で重要な役割を担っています。また、他者への思いやりの心や善悪の判断力等を身につける教育の場として極めて重要です。地域自主組織を単位に、人権に関する認識や理解を一層深めるための講演会や研修会を継続的に開催し、家庭における人権・同和教育の推進に努めます。

④企業等の取組への支援の充実

- 企業等における不公正な採用の問題は依然として大きな課題です。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の人権問題は重要な課題となっています。また、雲南地域（雲南市、奥出雲町、飯南町）では企業・団体等による「雲南地域同和問題企業等連絡協議会」が組織され、人権・同和問題に関する職場内研修の開催や、各種啓発資料等の作成・配布、啓発活動等に積極的に取り組まれています。そこで、人権・同和問題に関する企業等の取組に対し、必要な活動支援を行っていきます。

⑤特定職業従事者における人権・同和教育

ア. 公務員

- 行政に携わる全ての職員は、常に人権尊重の視点に立ち、それぞれの職務を遂行することが求められます。職員一人一人が様々な人権問題について正しく理解し、日々の実践につながるよう、毎年全ての職員に対し人権・同和問題研修会を行うとともに、人権・同和問題啓発担当職員による職場内での啓発推進を行い、職員の資質の向上に努めます。
- 議会議員に対して毎年研修会を行い、理解を深める取組を行います。

イ. その他の従事者

- 教職員等教育関係者、医療・福祉・保健関係者など、人権教育に関係の深い職業に従事する人に対しても教育・啓発活動は大切であることから関係機関と連携を図り、研修機会の充実に努めます。

⑥平和教育の推進

- 平成17年に「平和を」の都市宣言を行い世界の恒久平和実現のために市民が心をつ一つにして努力することを誓っています。また、永井隆記念館では博士の人生、功績、思想等、多面的にその人物像を伝えるとともに、「平和を」「如己愛人」の精神を感じ自ら学ぶことで平和教育を推進していきます。
- 「永井隆平和賞」には、平成3年から取り組んでおり、平和に関する学習の機会、恒久平和を願う式典として、今後も永井隆顕彰事業を継続していきます。

(3) 重要課題への取組の充実

【基本的な考え方】

市民一人一人が様々な人権問題を理解し、その解決に向けた実践力を高めていくには、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画で示された重要課題」について、取り組んでいくことが重要です。

特に、同和問題は人権問題の重要な柱であり、その理解と解決を図ることは、様々な人権問題を理解することにもつながり、相手の立場になって考えられる思いやりの心の育成につながります。

本市では、女性の人権問題の解決にも重点を置き、「雲南市男女共同参画計画」に基づき様々な施策を講じています。

平成25年度には、出雲市、江津市、松江市に次いで県内第4番目となる「男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会の実現に向けさらなる気運の醸成を図りました。

<主な取組>

①同和問題への取組の充実

ア. 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

- 同和問題について正しい理解を深め、差別意識の解消に取り組むため、ワークショップなどの参加型の研修会や、わかりやすい啓発資料の作成等、学習内容や方法等の創意工夫に努めます。

イ. 進路保障への取組の推進

- 全ての児童生徒が、進路に対する明るい展望と差別に立ち向かう強い意志を持ち、豊かな自己実現を図っていくためには、進路保障の取組が大切です。そこで、学校教育はもとより社会教育においても、学習活動や体験活動を通して、児童生徒の進路保障の充実に努めます。

ウ. 就労問題への取組の推進

- 就労問題に対する取組として、島根県労働局、ハローワーク、雲南地域同和問題企業等連絡協議会等と連携を図りながら、企業等の取組への支援を行います。

②女性の人権問題に対する取組の充実

ア. 男女共同参画の推進

- 本市では、令和7年3月に「第3次雲南市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を行っていきます。
- 男女が社会の対等な構成員として、双方の意見を様々な分野に反映させるためには施策・方針決定過程への女性の参画を更に拡大する必要がある、市の審議会や地域における方針決定の場への女性の参画に向け啓発

を行います。

- 日常の慣習から社会の制度・仕組みに至るまで根強く残るジェンダーギャップを解消するため、島根県男女共同参画サポーターや「男女共同参画まちづくりネットワーク会議」と連携し啓発活動を展開します。
- 暴力を生まない社会を目指し、若年期からの予防啓発が重要であることから、学校と連携した教育・啓発を引き続き行っています。また、ハラスメントのない誰もが働きやすく活躍できる職場環境となるよう関係部局と連携して啓発を行います。（参考：資料編 p 70）

イ．相談支援体制の充実

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、女性の人権尊重やジェンダー平等などの視点から女性支援を行います。
- 家庭内暴力や貧困等、日常生活を営む上で様々な困難を抱えている人が相談しやすいように女性相談支援体制の強化を図ります。引き続き、女性弁護士相談を実施するなど、関係機関や民間団体などと連携し相談者の自立に向けた支援を行います。

7. 文化活動の推進

芸術などの鑑賞や、芸術・文化活動に参加することは人々の日々の暮らしに潤いを与え、豊かな人間性、創造性が培われます。そして、芸術・文化活動を通して、年齢や人種、障がいの有無に関わらず、広く市民が交流することができ、ひいては地域の活性化につながります。また、文化芸術が次代に継承されることは、その地域の人々の自信の源となり地域の誇りとなるものです。

本市においても、地域に根ざした芸術・文化活動を推進するとともに、広く市民が多様な文化芸術に触れることのできる取組を積極的に進めます。そのため、芸術・文化活動に関する情報や場の提供、小中学校や文化団体への支援、文化施設との連携等により、市民が生涯学習の場として主体的に参加できる環境の整備に努めます。

（1）文化芸術に親しむ場や機会の提供

【基本的な考え方】

これまで学校や市民に対して、文化芸術にふれ、親しむ場や機会の情報提供を行ってきました。今後も、広く市民が様々な文化芸術を鑑賞・体験できる機会を提供し、市民の関心を高め、文化活動への参加促進に努めます。

また、障がいのある人も共に参画できるように取組を進め、障がいの有無に関わらず誰もがより良い芸術体験をできるよう、働きかけていきます。

<主な取組>

- 市内の文化施設の指定管理者に委託し実施している文化事業では、鑑賞事業のみでなく、創作ミュージカルや演劇をはじめとする体験型事業や、教室など様々な事業を行ってきました。今後も市民がより良い芸術活動ができるよう継続していきます。
- 年齢や人種、障がいの有無に関わらず、広く市民が身近に文化芸術を体感し、文化活動への関心が高まっていくよう事業の充実を図ります。
- 各分野の助成事業を活用するなどして、市民が普段なかなか触れること

ができない優れた文化・芸術作品も鑑賞することができるよう取り組みます。

- 指定管理者、活動団体等と連携・協働し、文化芸術に親しむ場や機会を提供することにより、更に市民の関心を高め、活動への参加意欲の促進に努めます。（参考：資料編 p 70）
- 障がいのある人による文化活動の参画が促進されるよう、学校や施設などに働きかけていきます。

（2）学校における芸術・文化活動の支援

【基本的な考え方】

文化芸術は豊かな人間性を育むものであるとともに、人と人とのつながりや相互に理解・尊重し合う土壌となるものであり、地域や学校教育の場等において子ども達が優れた芸術文化や伝統文化に接し、文化活動に参加できる機会を持つことが大切です。そのために、助成事業等の情報提供や助言など、今後も必要な支援を行っていきます。

＜主な取組＞

- 小中学校においては、巡回公演事業等を活用し、子ども達に文化芸術にふれる機会を提供してきました。今後さらに学校との連携を密にし、各機関の文化助成事業の利用促進を図るなど、子ども達が文化芸術に親しむことができるよう支援していきます。
- 市内文化施設の指定管理者による市の委託事業をはじめとする各種事業の拡充を図り、優れた芸術作品の公演・演奏会の開催、また、子ども達自身が参加してステージに立ち、成果を発表する教室事業を継続して実施するなど文化事業の推進に取り組みます。
- 子ども達がふるさとの文化や伝統に対する理解を深め、自分達の地域に誇りを持つことができるよう、地域の歴史や伝統文化等に精通した地域住民が積極的に学校活動にかかわり、ふるさと教育、地域の文化継承活動を推進するために、学校と地域との連携・協働が強化されるよう支援していきます。

（3）市民の文化活動の促進

【基本的な考え方】

人々に心の安らぎや感動をもたらす文化芸術は、生活に潤いを与え、喜びをもたらし、人々を支えるものとして、一層、生活の身近なものとする必要があります。

文化芸術に親しみ、活動し、地域の伝統文化が生まれ、次代に継承されることは、地域の活力となり地域づくりにもつながっていきます。地域自主組織、文化団体等に対して支援を行い、市民の文化活動の促進を図ります。また、文化活動への興味・関心を高めるため、効果的・広域的な広報を行うなど、情報提供に努めます。

＜主な取組＞

- 生涯学習を活動の一つの柱にした地域自主組織での活動の高まりや、同好者との活動など、地域での芸術・文化活動が取り組まれています。こうした活動が継続的に、より活発に行われるよう教室等の指導者の確保

や地域間の交流等への支援を行っていきます。

- 市民に広く芸術・文化活動に関する有効な情報が行き渡るよう、市報やケーブルテレビ、告知放送、ホームページなど各種広報媒体を十分に活用し、更に情報提供の充実に努めます。
- 「雲南市文化協会」では、129団体（令和6年10月現在）が加入され、様々な文化活動に取り組まれています。また、各団体間の相互交流や地域活動との連携、分野ごとに団体が連携してイベントに取り組まれる等、市民の文化活動の向上・発展に貢献されています。今後も加入団体の諸事業や全市的なイベントなど文化協会の活動がさらに充実・発展されるよう活動支援に努めます。

8. 文化財の保存と活用

文化財は、国民共通の貴重な財産であり、歴史を学ぶ上で欠くことのできない重要な手掛かりです。祖先の歩みを振り返り、文化財を次世代に継承していくためには、その調査・研究を行うとともに、保護・整備を進め、積極的に活用を図る必要があります。

中国山地に抱かれ、特色ある歴史文化を育んできた雲南市には、歴史的な建造物や仏像などの彫刻・絵画をはじめ、歴史を伝える遺跡や古文書・民俗資料、地域に伝わる神楽などの民俗芸能、豊かな自然環境を示す天然記念物など、数多くの文化財が残されています。その中には、国宝や重要文化財をはじめ、県・市の指定を受けた文化財も数多くあり、本市の豊かな歴史文化を示しています。

これらの調査研究を進めることで、本市の歴史文化に磨きをかけ、その魅力を市内外に広く発信します。指定文化財については、市はもとより国・県、そして市民と協力しながら保存・活用を図るとともに、保護が必要な文化財の指定を進めます。

（1）特色ある歴史文化の保護と活用

【基本的な考え方】

本市には、全国最多の39個もの銅鐸が出土した史跡 加茂岩倉遺跡や、たたら製鉄関連施設が日本で唯一集落ごと残されている重要有形民俗文化財 菅谷たたら山内があります。また、未指定ではありますが、古くから「旧大原郡家」の推定地として注目され、発掘調査によって関連遺構が見つかった郡垣遺跡は、古代出雲を考える上で重要な遺跡です。

これらは、本市の誇りであり、その保護を図るとともに、積極的な活用に取り組めます。

＜主な取組＞

①加茂岩倉遺跡の整備と活用

- 加茂岩倉遺跡は、令和8年に発見から30周年を迎えます。これを記念して、シンポジウム等のイベントを開催し、世紀の大発見であった加茂岩倉遺跡への関心を高めます。また、平成17年度に整備された史跡公園は、開園から約20年が経過し、設備の経年劣化が進んでいます。その維持管理と魅力の向上を図るため、再整備を検討します。

②菅谷たたら山内の整備と活用

- 菅谷たたら山内は、建造物の保存修理事業が令和4年度に完了しました。令和5年度からは往時の姿を取り戻した山内を保全するため、防災事業に着手し、令和8年度の完了を見込んでいます。これと平行して、周辺

の砂鉄選鉱場などを含めた史跡指定や、山内の整備を行うため確認調査を進めます。また、菅谷たたら山内の保存・活用の指針となる保存活用計画を策定します。

③郡垣遺跡の保存と活用

○郡垣遺跡は、『出雲国風土記』に記載された古代大原郡の役所跡推定地です。発掘調査によって、整然と並んだ大型柱穴群が見つかり、『出雲国風土記』にある郡役所の移転記事を裏付ける遺跡として全国的にも注目されています。「大原郡」という郡名の由来にもなった古代の雲南地域を象徴する遺跡であり、国指定史跡を目指して取り組み、その保存と活用を図ります。

(2) 文化財の調査と研究

【基本的な考え方】

市内には、数多くの歴史的建造物、彫刻・絵画、遺跡、古文書、民具などの文化財が残っています。このうち、指定を受け保護の対象になっているのは一握りです。その他の文化財は、顧みられることもなく、消滅の可能性があるものも少なくありません。

これらの調査・研究を進めるとともに、歴史資料が散逸することがないように資料収集を行います。

<主な取組>

- 建造物、彫刻・絵画、遺跡、古文書、民具などの調査を進め、消滅の可能性がある資料は歴史資料収蔵センターに収蔵します。
- 斐伊川流域の特色ある地域文化の調査を進めます。
- 調査・研究によって明らかになった成果は、『雲南市文化財調査研究報告』などにまとめ、市内外に広く発信します。

(3) 文化財の保存・活用・情報発信

【基本的な考え方】

文化財は唯一無二のものであり、一度失われると二度と目にすることはできません。調査研究によって、その意義が明らかになった文化財は、「ふるさとの歴史を語る証人」として適切に保存し、後世に末永く伝えていく必要があります。

歴史文化は地域に特有のものです。調査・研究の成果は、地域の魅力向上に繋がるものであり、市内外に広く発信することで雲南の歴史文化の価値を高め、魅力あるものとしします。

<主な取組>

- 『雲南市文化財調査研究報告』などにまとめられた成果から、保護が求められる重要な文化財については、文化財指定などにより適切に保存するとともに、広く公開し、活用を図ります。
- 調査・研究の成果は、『ふるさと文庫』などにまとめてわかりやすく解説するとともに、歴史文化講座などを通して広く市民と共有し、歴史文化への関心を高めます。
- 調査研究の成果や収集した歴史資料は、ふるさと教育等に活用し、子ども達がふるさとの文化に触れ、学ぶための教材として活用します。

○歴史文化に関心を持つ市民と協力して調査研究を進めるとともに、地域の歴史愛好団体などの活動とも連携します。

（４）地域に根ざした民俗芸能等の継承

【基本的な考え方】

地域に伝えられてきた神楽や踊り等は、長い歴史の中で庶民が育んできたものです。市民の宝である民俗芸能は、地域文化を特徴づけるものであり、将来にわたって継承する必要があります。

また、こどもを含め市民が民俗芸能に広く接する機会を持つことは、ふるさとへの愛着や誇りを育み、地域の活性化にも繋がります。

＜主な取組＞

○各地域において民俗芸能の保存・継承に取り組む団体に対して、地域自主組織や関係機関と連携して支援していきます。

（５）天然記念物の保護活動

【基本的な考え方】

本市には、特別天然記念物のオオサンショウウオ・コウノトリなど希少生物が生息しています。また、天然記念物に指定されているカツラやシイなどの巨木は、独特な景観を構成するものといえます。

これらは本市の豊かな自然景観を象徴するものであり、次世代へと伝えていくために適切な調査を行い、必要な保護措置を講じます。

＜主な取組＞

- コウノトリの繁殖行動など調査し、必要な対応を行います。
- 「“幸せを運ぶコウノトリ”と共生するまちづくりビジョン」に基づき、他部局と連携してアクションプランの推進に努めます。
- 天然記念物に指定された動植物の保護を適切に行います。

9. 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進

令和4年3月25日に策定された国の「第4期スポーツ基本計画⁴⁴」では中長期的なスポーツ政策の基本方針が以下のとおり述べられています。

第3期計画は、今後のスポーツの在り方を見据え、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間で国等が取り組むべき、施策や目標等を定めた計画となっています。

第3期計画では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京大会）のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策が示されるとともに、「新たな3つの視点」である、

- ① スポーツを「つくる／はぐくむ」、
- ② 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、
- ③ スポーツに「誰もがアクセス」できる、

と支える具体的な施策が示されました。本計画はこの基本法に基づき、本市におけるスポーツ施策の取組みについて基本的な計画を掲げるものです。

また、スポーツには個人やグループに影響を及ぼす重要な効果があり、それは

44 第4期スポーツ基本計画：「スポーツ基本計画」は、スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、重要な指針として位置づけられるもの。

それぞれの身体面、精神面の成長はもとより社会形成にも及びます。本市では、こうしたスポーツに親しむ市民を増やすことでスポーツを通じた人づくり、地域づくりを進めます。

そして、このスポーツ施策が重要な教育と位置付け、教育基本計画の中にその理念と方針を掲げ、これを第3期雲南市スポーツ推進計画とすることとしました。今後5年間（令和7年度から令和11年度まで）の本市のスポーツ行政の振興を図ることを目的としました。

生涯にわたったスポーツ活動の推進は、明るく豊かで活力のある社会の形成へとつながり、市民一人一人の心身の健全な発達には欠かすことができないものであることから、今後もその振興を図っていきます。（参考：資料編 p 70）

また、市内ではスポーツ協会やスポーツ少年団、各種サークルなど、様々なスポーツ団体が活動を行っており、これらの団体の支援を引き続き行っていきます。

（1）生涯スポーツ活動の充実

【基本的な考え方】

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものです。

スポーツ基本法においてスポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等の為に個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられており、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」とであるとされています。（参考：資料編 p 70）

また、スポーツを「する」「見る」「ささえる」といった多様な形で「スポーツ参画人口」を拡大し、人々がスポーツで人生を健康で生き生きしたものとし活力ある社会と絆の強い世界を創ることも目指しています。こうしたなか、誰でも、いつでも、どこでも、楽しく、気軽に参加できるスポーツ活動は、個人の健康づくりとともに市民の交流を深めることにもつながり、人と人とのコミュニケーションづくりの場にもなります。

余暇時間を有効的に活用するためにも、今後、生涯スポーツ活動に対する市民の期待は大きいことから、生涯スポーツ活動の一層の充実に努めます。

<主な取組>

①健康づくりの拠点施設「ラソンテ」の活用推進

○こどもから高齢者、障がいのある人等誰もが体力や志向に応じた健康づくりに取り組める施設として整備した、加茂B&G海洋センター「ラソンテ」については、平成30年7月にオープン以降の利用率は上昇しており、今後より市民に親しまれる事業を展開します。また、引き続き市内の健康増進施設、雲南市立病院、地域自主組織などと連携し提供メニューの充実を図るなど利用推進に取り組みます。

○小中学生へプール学習の充実を図ります。

②スポーツ推進委員によるスポーツ活動の振興

○スポーツ推進委員⁴⁵には、地域住民や雲南市スポーツ協会、学校、総合型

45 スポーツ推進委員：市民にスポーツの実技指導、スポーツに関する指導・助言を行うとともに、スポーツ振興の企画・コーディネーターとしての役割を担っており、現在、市教育委員会が任命した43名が在籍しています。

スポーツクラブ⁴⁶などスポーツ団体等との連携を進め、軽スポーツを主体とした地域スポーツを推進する役割が期待されています。また、地域住民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進を支援するとともに、地域における障がい者スポーツの推進役を担っていくことも求められています。そこで、スポーツ推進委員を対象とした各種研修会や養成講座の実施、優れた人材発掘のための働きかけや知名度の向上を通じ、活躍の場を広げる取組を行います。

③地域運動指導員との連携

○市民の運動やスポーツの推進を図るためには、地域における取組が重要です。身体教育医学研究所うんなんは、各地域で健康づくりサポーターとして市民に身近な立場で身体を動かすことの楽しさと大切さを伝える「地域運動指導員」を養成する研修を実施しています。市民が気軽に楽しみながら身体を動かすことを通じて健康づくりができるよう、身体教育医学研究所うんなんとの連携を強化します。

④市内共通一斉イベントの開催

○日常生活の中に運動を取り入れる楽しさを知ってもらうことや、運動を通して健康づくりや仲間づくりへのきっかけづくりとして、本市では毎年5月の最後の水曜日に「チャレンジデー⁴⁷」を行ってきましたが、令和4年度に全国の参加自治体とともにその取組を終了しました。こうした中、これまで定着した運動のきっかけづくりのイベントをあらためて行い機運を高めたい声があることから、関係機関と連携し市内共通イベントの実現を目指します。（参考：資料編 p 70）

（2）幼児期の運動遊びの推進（再掲）

【基本的な考え方】

幼児期は、身体を動かす多様な遊びを体験することで健全な心身を育む大切な時期です。こどもは、日常の遊びや生活、そして自然環境の中で、親子で一緒に遊びを体験することにより、心身の諸機能が総合的に発達していきます。このことは、アタッチメントの形成の面からも大切です。

今後、身体教育医学研究所うんなん等の関係機関と連携・協働し、幼児期における親子体験活動等の推進に努めます。

＜主な取組＞

- 幼稚園等では「雲南市幼児期運動プログラム＜理論編＞」、「雲南市幼児期運動プログラム＜実践編＞」に基づき、教育・保育の実践を推進していきます。
- 家庭や地域にも、幼児期から体を動かして遊ぶことの重要性等を理解してもらい、連携・協働して取り組むことができるよう、本市の幼児の現状や取組等について情報発信し、運動遊びを推進します。
- 保護者や保育者に対し、運動遊びや親子で触れ合うことの大切さに関する研修に取り組みます。

46 総合型地域スポーツクラブ：ヨーロッパで発祥し「多種目」「多世代」「多志向」で、地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブ。

47 チャレンジデー：令和4年度まで、毎年5月の最後の水曜日に、世界中で実施されている、住民参加型のスポーツイベント。当日は人口規模がほぼ同じ自治体同士が、午前0時から午後9時までの間に、15分以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の参加率を競い合います。令和4年度まで実施されました。

(3) 少年期・青年期のスポーツ活動の推進

【基本的な考え方】

スポーツ活動は、体だけでなく心の健やかな成長にも大きな役割を果たしています。体力面では、少年期は、多様なスポーツを体験する中で、スポーツ習慣や基礎的な体力を培っていく時期であり、青年期は、身体的な機能が最もピークに達し、スポーツ活動の進歩が著しい時期です。

これらの時期は、こどもから大人へ身体が成熟する時期でもあります。総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団活動や部活動を体験することで、心身の鍛錬を通して成長し、社会生活に適応していくための様々な能力が養われます。

そのため、こども達がこれらの時期にスポーツ活動に親しむことができるよう、その推進に取り組んでいきます。

また、学校部活動の地域展開は、この時期のスポーツ活動を充実させる上で大変重要となります。地域の人々の参画による指導や協力がとても大切となることから、人材育成、参画の仕組みの構築などの検討を積極的に進めます。

<主な取組>

①こどもの体力の向上

○国が行う「体力・運動能力調査（スポーツテスト）」によると、こどもの体力は、昭和60年頃から現在まで低下傾向が続いており、本県においても、全国調査同様の傾向が見られます。そこで、こどもの体力を向上させるためには、単に身体的な体力向上を目指すのではなく、早寝早起きや、毎朝きちんと朝食を摂るといったような規則正しい生活習慣を獲得する取り組みも必要であることから、「早寝早起き朝ごはん」運動等の取組を行います。

○市健康福祉部や身体教育医学研究所うなん等と連携・協働し、わくわくうなんピックをはじめ運動データを基にした分析や実践、メディアやSNSと身体的活動のバランスをとるための広報活動など、より良い生活習慣の定着も含むこどもの体力向上に向けた取組を推進します。

②スポーツ少年団活動の推進

○スポーツ少年団活動は、スポーツを通して互いに協力することや相手への思いやり、自ら考えて行動する能力などを習得することを目的としています。そのため、主となるスポーツ活動だけではなく、交流活動、学習活動、社会活動なども事業内容として取り組んでいきます。

○活動を推進するため、地域指導者の育成や資格制度への対応、保護者に対する研修機会の提供や啓発活動を行っていきます。

③運動部活動への支援の充実

○部活動の地域展開が検討される中で、雲南市スポーツ協会、スポーツ少年団の指導者による各運動部への参加は大きな期待となっています。技術の向上や指導者不足の解消、教職員の負担軽減を図るため、地域の指導者が中学校の部活動を指導するための人材バンクを構築するなど、市内の指導者の参画を促す仕組みの構築を検討します。

(4) 高齢者の体力増進に向けた取組の推進

【基本的な考え方】

高齢者がいきいきと元気に活躍することにより、地域はさらに活性化していきます。元気に活躍するためには、それを支える体力が必要です。

高齢になっても自分の力で元気に動けるよう、高齢者の運動推進が必要となっています。うんなん健康都市宣言では、生涯健康で生き生きと暮らしていくことを目指しており、今後も、スポーツ推進委員をはじめ、市健康福祉部や身体教育医学研究所うんなん等の関係機関と連携を図り、高齢者の体力増進に向けた取組を推進していきます。

＜主な取組＞

①転倒予防等の取組の充実

○高齢者が自身の体力を認識し、今後の体力増進への意欲や関心を高めるため、スポーツ推進委員や地域運動指導員が中心となり、地域で高齢者の軽スポーツ教室や体力測定、健脚度測定等を実施しています。今後もこれらの実践を継続し、高齢者の体力増進に取り組み転倒予防等の生活改善に努めます。

②関係部局との連携・協働の強化

○市民誰もが生涯にわたって生きがいづくり・健康づくりを実感できる事業を総合的に展開していくためには、市健康福祉部や身体教育医学研究所うんなんとの連携・協働が不可欠であり、食生活改善指導員や地域運動指導員、スポーツ推進委員との連携・協働の強化に努めます。

（５）障がいのある人のスポーツの推進

【基本的な考え方】

一人一人が尊重され、ともに生きる共生社会の実現のためには、誰にでも自分のやりたいことができる環境や機会が保障されなければなりません。スポーツにおいても同様であり、広く人々がその関心や適性等に応じて参画できるようにしなければなりません。

また、スポーツ活動は、個人の健康づくりや市民の交流につながるだけでなく、スポーツを通じて社会参加をすることにも意義があります。障がいのある人をはじめ配慮や支援が必要な多様な人々がスポーツに取り組むことで、外出の機会が増えることや、参加者同士の交流などの効果が期待できます。

そのため、本市でも障がいのあるなしにかかわらず誰もがスポーツに参画できるよう取り組みます。

＜主な取組＞

○2014年に発足し10周年を迎えたスペシャルオリンピックス日本・島根の事務局がある本市としては、知的障がいのあるスポーツの振興に取り組んでおり、他自治体とも連携し競技種目・競技人口の増加やスペシャルオリンピックスの理念や目的を広める活動を推進します。

○e スポーツや軽スポーツを含む障がいのあるなしに関わらず取り組めるスポーツの取組を検証し進めていきます。

○障がいのある人がスポーツ活動に参加できるよう、また参加者に十分な指導ができるよう、スポーツ推進委員や市内のスポーツ施設における専門的な知識を有する指導者とともに取組を進めていきます。

○障がいのあるなしに関わらずともに取り組むスポーツ競技の普及、啓発に取り組めます。

○重度の障がいがある人もスポーツ活動ができるよう、医療・福祉との連携をより促進する仕組みを構築していきます。

(6) 競技スポーツの振興

【基本的な考え方】

平成16年11月の合併以降、様々な競技で市内（市出身）の選手が輝かしい成績を収めてきています。選手はもとより支えてきた人、応援してきた全ての人々にスポーツを通じた感動があり、人と人のつながりが強固なものとなるスポーツ文化が醸成されてきました。今後、島根かみあり国スポ・全スポ2030に向け、競技力向上を目標とした取り組みを島根県、関係競技団体と共に行う中で、選手やチームが結果を出せるような支援や、プロチームの誘致、アスリートの招聘、また、それらに触れる機会をつくるなど、より深みのある競技スポーツの振興を行い、スポーツによる市民の満足度を高める事業の創造を推進します。

本市では、雲南市スポーツ協会をはじめ各種スポーツ団体が、様々な競技スポーツに取り組んでいます。今後もこれらの団体が行うスポーツ教室や大会への支援、情報提供等の充実に努めます。

<主な取組>

①雲南市スポーツ協会への活動支援

- 雲南市スポーツ協会は、市民に最も身近な競技スポーツ団体として、各支部・事業部が様々な活動を実施しています。
- 従来から開催している大会や競技力向上のための教室等に引き続き支援をしていきます。

②スポーツ指導者の養成と活用促進

- 多様化・高度化するスポーツ活動に対する市民のニーズに応えるにはスポーツ指導者の確保が必要であることから、市スポーツ協会や各種スポーツ団体と連携を図り、高い技術・技能を有するスポーツ指導者の育成に努めます。
- 指導者の質の向上、資格取得制度について雲南市スポーツ協会、雲南市スポーツ少年団と連携し推進します。
- トップアスリート等、全国レベルで活躍している一流選手を招聘し、市内スポーツ指導者のレベルアップを図ります。

③島根かみあり国スポ・全スポ、全国高等学校総合体育大会の開催に向けた取組

- 2030年度に島根県での開催が内々定している国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会に向け、開催予定競技であるローイング、ソフトボール、レスリングについて、県や県スポーツ協会、他自治体、競技団体と連携し選手育成、指導者育成、施設整備等の準備を進めていきます。
- 競技種目に応じては選手の招聘、チームの誘致などを行います。
- 令和7年度全国高等学校総合体育大会「中国インターハイ」レスリング競技が三刀屋文化体育館アスパルにおいて開催されます。高校生活動との連携を深め、雲南市実行委員会を中心に精力的に準備を進めます。
- 競技選手はもとより、役員や観戦者が雲南市をまた訪れたくなるような地域のおもてなしを目指します。
- これを契機に、幼稚園等、小学校、中学校、高等学校の幼児児童生徒から大人までがスポーツに親しみ、生涯にわたってスポーツをしていく機運を高めます。

④オリンピック・パラリンピック教育の推進

- 世界のトップアスリートが競い合うオリンピック競技大会・パラリン

ピック競技大会は、映像を通して感動をおぼえます。その成功やそのレガシーとしてのスポーツ、教育、文化等の継承に向け、スポーツ及び両競技大会の意義と価値観等に対する市民の理解・関心の向上、ボランティア精神の涵養、多様な文化への理解等を図ります。

- パラリンピックを契機として、国民の障がいのある人に対する理解の促進を一層図り、共生社会の実現を目指します。
- 世界大会など大きな舞台で活躍するアスリートが雲南市から輩出されるなど、個々の努力が実りまた認められる中で今後より障がいのある人を含めた多くの市民の生涯にわたるスポーツ参画の拡大等を図ります。

(7) 総合型地域スポーツクラブの質的充実

【基本的な考え方】

総合型地域スポーツクラブは、少子化によってスポーツ少年団のチームが組織できないことや、指導者不足の問題、「高齢者や障がいのある人で、自らスポーツに参加しにくい状況にある人をどう支援するのか」といった地域が抱えている課題に対しても対応していく機能を持っています。

<主な取組>

- 大東町、加茂町、三刀屋町に総合型地域スポーツクラブが設立され、様々な活動が展開されています。今後、県スポーツ協会等の指導を受けながら、本市全域における活動の推進や認知度の向上を支援していきます。
- 現在活動中のクラブに対しても、継続的に事業が展開されるよう、様々な情報提供やクラブ間の交流活動等の推進に努めます。
- 部活動の地域展開へ向けた取組を連携・協働し進めていきます。

【雲南市立学校適正規模適正配置基本計画 抜粋】

まとめ

本委員会において確認された幼稚園、小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方は次のとおりである。

幼稚園、小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

① 複式学級の解消

複式学級は、自主学習や主体的な学習姿勢が身につくと思われることなど評価できるが、お互いのコミュニケーションを深め、子ども同士で多様な考え方に触れる中で、お互いの思考を深め合い、新しい考えを創り出したりする能力を養うためには、一定規模の人数が必要であるという視点から複式学級の解消が望ましい。

② 免許外指導や非常勤講師の解消

小規模の中学校では、全ての教科（9教科）を指導する教員の確保が難しいため、全教科にわたる教員配置を可能にする生徒数・学級数を有する学校規模が望ましい。（平成20年度中学校教職員定数配当基準によれば、6学級以上で校長、教頭を含め11人配当）

③ 極小規模の幼稚園の方向性

中間報告で、極小規模の幼稚園では一定規模の幼児数を確保するためには、統合再編も視野に入れる必要があるとしている。

極小規模の幼稚園では、幼児一人ひとりに対して、きめ細やかに個に応じた指導等がなされている。しかし、集団生活での多様な学びや子ども同士の関わり合いから生まれる様々な体験を重視することが重要である。

また、幼稚園教員の配置や研修、出張など、教員の資質の向上や勤務体制にも課題があり、一定数の園児が在籍していることが望ましい。

④ 雲南市立小中学校における望ましい学校規模

小学校－1学級 20人～25人、6学級以上（1学年1学級以上）

中学校－1学級 20人～30人、6学級以上（1学年2学級以上）

⑤ 地域の実情に応じた規模と配置

雲南市は広く、中山間地域に集落が点在する実態から、地域の実情に応じた適正な規模を確保する必要がある。

また、配置において最も優先すべきことは、通学距離や通学時間による児童生徒への負担の問題であり、特に幼稚園児や小学校低学年への配慮が必要である。

第5次教育基本計画に関連する主要データ

(1) 児童生徒数・就学前のこどもの数

	平成 17 年		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
合 計	5,822	～	4,634	4,569	4,365	4,285	4,104	4,063	3,962	3,837	3,680	3,554
就学前 児童	2,084		1,638	1,622	1,562	1,502	1,408	1,395	1,345	1,267	1,155	1,062
0～2 歳児	988		762	747	742	734	657	620	591	557	507	471
3～5 歳児	1,096		876	875	820	768	751	775	754	710	648	591
小学生	2,420		1,923	1,874	1,822	1,817	1,759	1,726	1,692	1,653	1,649	1,610
中学生	1,318		1,073	1,073	981	966	937	942	925	917	876	882

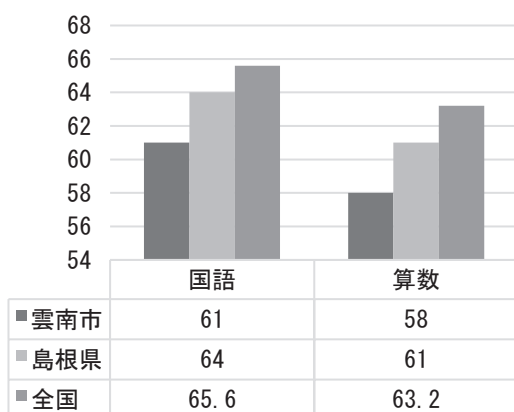
(資料：小学生・中学生の児童数については、教育委員会による集計（5月1日現在）

未就学児については、島根県「（推計人口）市町村・年齢（各歳）別人口（10月1日現在）」による。）

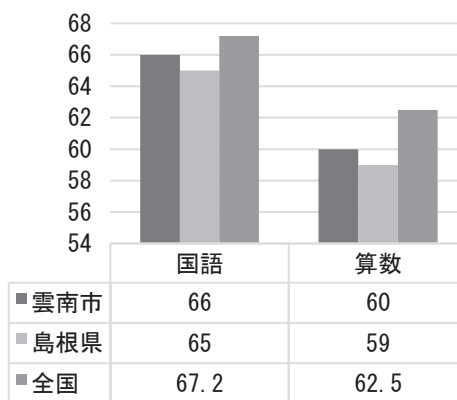
(2) 学校教育に関するデータ

○全国学力・学習状況調査

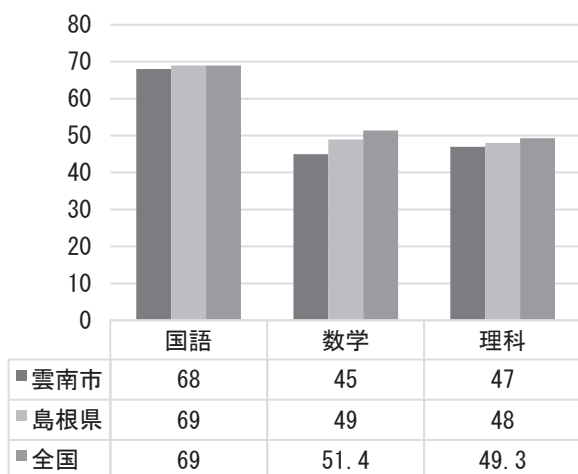
小学6年生（令和4年度）



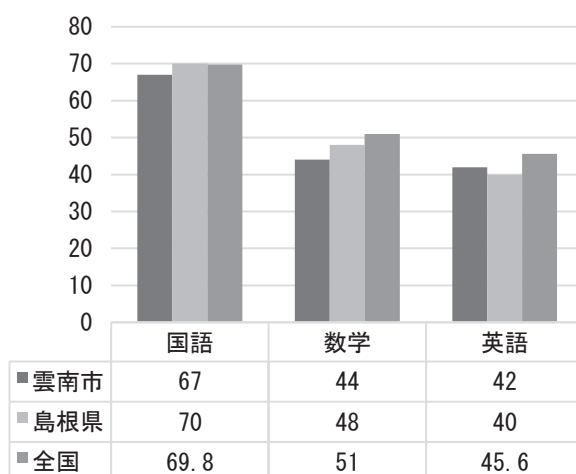
小学6年生（令和5年度）



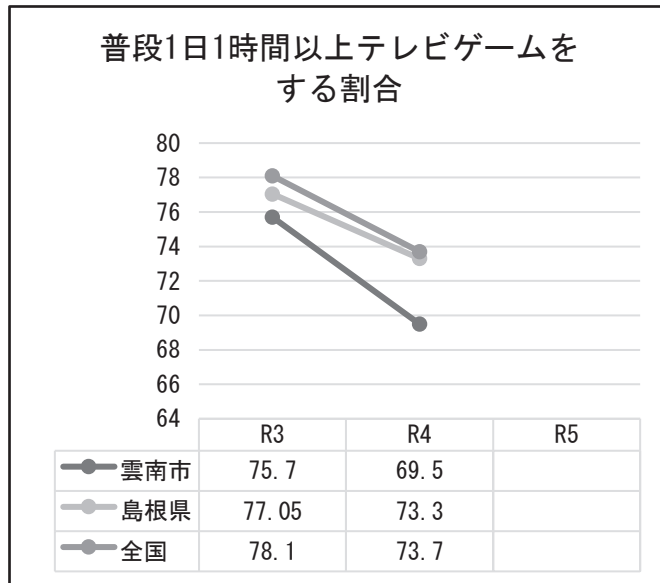
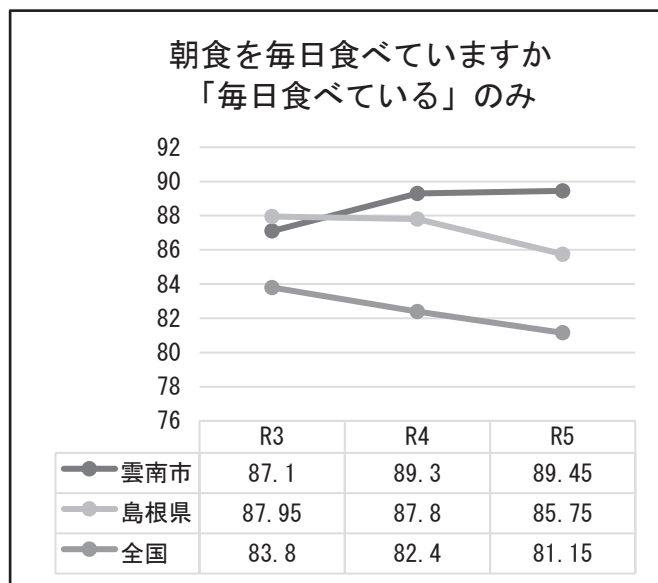
中学3年生（令和4年度）



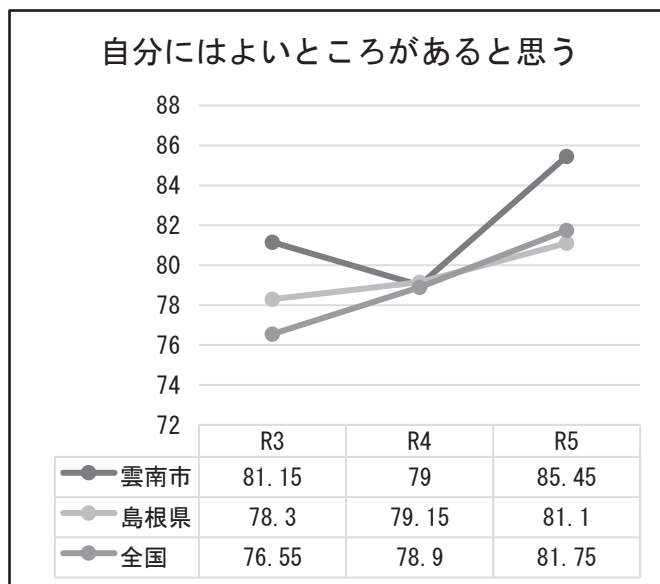
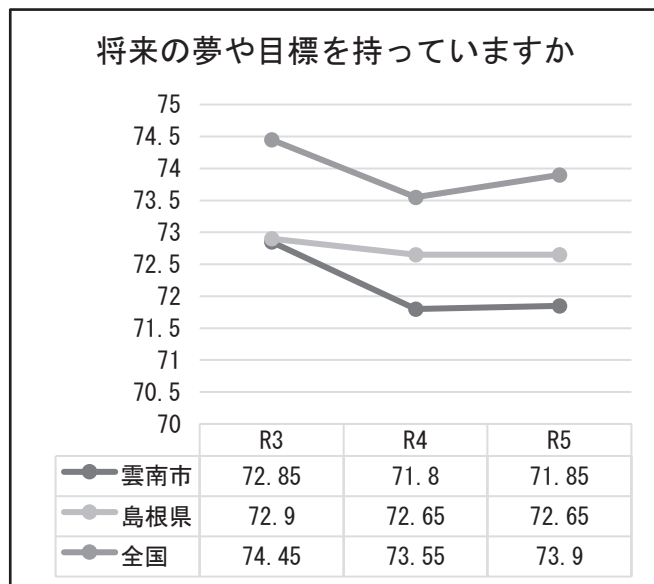
中学3年生（令和5年度）



○生活習慣に関するデータ



○自己肯定感、将来の目標に関するデータ



(3) 地域・家庭との関わりに関するデータ

関連データ	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	出典
学校支援ボランティア延べ参加者数	人	20,495	17,779	15,001	13,830	13,123	市教育委員会調べ
「地域で地域の子どもを育てようとする活動をしている」と答えた市民の割合	%	22.0	26.2	26.1	25.6	25.2	市民アンケート
放課後子ども教室開催日数(延べ)	日	1,847	1,919	1,676	1,721	1,489	市教育委員会調べ
「過去1年間に地域活動に参加したことがある」と答えた市民の割合	%	71.8	61.4	59.0	59.8	65.8	市民アンケート
職場体験学習の受け入れ可能な民間企業数	数	157	119	170	193	201	市教育委員会調べ

(4) 生涯学習に関するデータ

関連データ	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	出典
「自らの教養を高めるために日頃から学習活動を行っている」と答えた市民の割合	%	26.6	32.0	32.7	32.7	32.7	市民アンケート
「市の生涯学習環境に満足している」と答えた市民の割合	%	42.4	48.4	46.2	46.9	46.4	市民アンケート
「交流センターが地域にとって活動しやすい拠点となっていると感じる」と答えた市民の割合	%	60.8	58.2	53.0	57.1	62.4	市民アンケート
「地域の課題を地域で主体的に解決できていると感じる」と答えた市民の割合	%	38.1	37.5	35.4	35.1	37.3	市民アンケート
補導人数(※)	人	18	26	26	38	30	雲南警察署生活安全課「少年補導うんなん」
市立図書館(3館)の蔵書数	冊	162,135	165,341	164,238	166,792	169,242	市教育委員会調べ
市立図書館(3館)の図書貸し出し冊数	冊	151,801	124,544	138,597	132,513	137,132	市教育委員会調べ
レファレンス件数(市立図書館)	件	3,469	3,408	3,711	3,363	3,478	市教育委員会調べ
「ご自身が過去1年以内に差別や人権を侵害されたことがあると感じた」と答えた市民の割合	%	10.3	12.0	11.8	11.9	11.6	市民アンケート
「過去1年以内に他人の人権を侵害してしまったと感じたことがある」と答えた市民の割合	%	4.6	6.0	6.2	5.4	6.9	市民アンケート
「性別などに関係なく、誰もが平等に扱われていると感じる」と答えた市民の割合	%	74.6	70.5	69.1	67.5	69.4	市民アンケート
「歴史や文化を次世代に伝える(又は後世に残す)ため何らかの活動をしている」と答えた市民の割合	%	13.1	10.1	9.8	10.5	11.0	市民アンケート
チャレンジデーの市民の参加率	%	53.1	—	41.5	40.9	50.4	市教育委員会調べ
(参加者数)	人	(20,438)	—	(15,353)	(15,029)	(18,008)	
「日頃、1回30分以上のスポーツや運動をしている」と答えた市民の割合	%	36.0	32.3	32.6	34.1	34.8	市民アンケート
「雲南市のスポーツ環境が整っていると感じる」と答えた市民の割合	%	46.3	46.8	46.1	46.7	42.9	市民アンケート
「日常的に健康づくりに取り組んでいる」と答えた市民の割合	%	61.6	63.2	62.1	62.0	63.7	市民アンケート

※雲南市・奥出雲町・飯南町管内の補導された数

令和6年6月28日

雲南市教育基本計画策定委員会 委員長 様

第5次雲南市教育基本計画の策定について（諮問）

表題の件について、下記の理由を付して諮問します。

雲南市教育委員会

教育長 小田川 徹哉

記

（理由）

雲南市では教育理念や基本施策等を示す「雲南市教育基本計画」を策定し、第1次計画から第4次計画まで一貫して「ふるさとを愛し 心豊かでたくましく 未来を切り拓く 雲南市の人づくり」を教育基本目標として特色ある教育施策を推進してきたところです。

第1次計画では、学校教育、社会教育、家庭教育の協働の観点から、「学校支援地域本部事業」を導入し、学校を開かれたものにしていくとともに、「ふるさと学習」等において地域資源を活用する取り組みを行ってきました。

第2次計画では、『『夢』発見プログラム』を中心とした、「キャリア教育」を重要施策として位置付け、その中で学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの役割を明確化すると同時にその協働を一層推進するよう取り組んでまいりました。

第3次計画では、第1次計画から第2次計画の成果を踏まえて更なるキャリア教育の推進に取り組んでまいりました。

第4次計画では、コミュニティ・スクールの活性化やコーディネーターの活用を通じてキャリア教育の更なる推進を目指しました。

第1次計画策定以降、基本目標のもと、地域と協働した「キャリア教育」を中心に教育を推進したことにより、学校や地域、行政での一定の理解が進み、連携・協力が進み、こどもの多様な学びに結びつきました。一方で、近年、不登校児童生徒数の割合が高いことや特別な支援が必要となるこどもの増加に加えて、教育現場を支える教員が不足するなど課題が山積しております。

また、現代は、将来の予測が困難な時代とされており、2040年以降の社会を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応する人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を作り出す視点の双方が必要となっており、「将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するた

め」に教育の果たす役割はますます大きくなっています。

国は令和5年に「第4期教育振興基本計画」を策定し、「総括的な基本的方針・コンセプト」として「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本的な方針を定めました。その中に「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」があります。これは、少子高齢化や家庭をとりまく環境の変化などの課題に対し、これまで雲南市が取り組んできた「地域と協働したキャリア教育」の重要性が位置づけられているものと考えております。

以上のことを踏まえ、将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現し、雲南市がこれまで目指してきた教育目標「ふるさとを愛し 心豊かでたくましく 未来を切り拓く 雲南市の人づくり」をさらに推し進めるため、これからの教育の在り方についてご提示くださいますようお願いいたします。

第5次雲南市教育基本計画策定の経過

期 日	会議等の内容
～5月13日	策定委員の人選、公募、選考
5月27日	策定委員の決定（市教育委員会定例会）
6月28日	第1回策定委員会全体会（兼第1回部会）の開催 ・委嘱状の交付 ・諮問書の提出 ・正副委員長、各部会長の選出 ・全体会審議（基本的事項について） ・部会の振分（幼児教育部会、義務教育部会、社会教育部会） ・部会討議（第4次計画の成果と課題について）
7月18日	第2回幼児教育部会の開催 ・現行計画の成果と課題について協議
7月23日	第2回義務教育部会の開催 ・現行計画の成果と課題について協議
7月25日	第2回社会教育部会の開催 ・現行計画の成果と課題について協議
8月 5日	第3回幼児教育部会の開催 ・基本項目について協議 → 決定
8月20日	第3回義務教育部会の開催 ・基本項目について協議
8月20日	第3回社会教育部会の開催 ・現行計画の成果と課題について協議、諮問事項について協議
9月 9日	第1回代表者会の開催 ・部会を超えた申し入れについて ・部会の割り振りについて ・各部会の進捗状況について報告
9月12日	第4回幼児教育部会の開催 ・第1回代表者会での決定事項について ・基本項目について協議 → 決定
9月18日	第4回社会教育部会の開催 ・第1回代表者会での決定事項について ・計画案について協議
10月 3日	第1回適正規模適正配置小委員会 ・雲南市立学校適正規模適正配置計画について説明 ・適正規模・適正配置について ・基本計画に盛り込む案の協議

期 日	会議等の内容
10月 8日	第5回社会教育部会の開催 ・計画案について協議
10月15日	第4回義務教育部会の開催 ・第1回代表者会での決定事項について ・計画案について協議
10月22日	第6回社会教育部会の開催 ・計画案について協議 → 決定
11月 5日	第5回義務教育部会の開催 ・計画案について協議 → 決定
11月19日	第2回代表者会の開催 ・計画案（全体）について協議 →策定委員会としての計画（素案）の承認
11月27日	市教育委員会定例会において報告
12月17日	市議会 教育民生常任委員会において報告
12月20日	総合教育会議において「第5次雲南市教育基本計画」をテーマに協議 同計画を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する大綱として位置付けることを承認
1月13日 ～2月13日	計画案（素案）に関するパブリック・コメント（意見募集）の実施
～2月17日	パブリック・コメントにより提出された意見等を参考に計画（素案）の修正案の検討
2月18日	第2回全体会の開催 ・パブリック・コメントによる計画（素案）の修正について協議 →会議における修正の提案について、委員長と事務局の協議により決定することを承認。
2月19日	会議における修正の提案について、委員長と事務局の協議により修正内容を決定。各部長に報告。
2月20日	策定委員会からの答申（修正後の計画）を委員長から教育長に手交
2月26日	市教育委員会定例会において修正後の計画（案）の報告 → 承認
3月13日	市議会 教育民生常任委員会において報告

○雲南市教育基本計画策定委員会条例

平成31年3月22日

条例第18号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、雲南市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育基本計画」という。）を策定するため、雲南市教育基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の求めに応じ、教育基本計画の策定又は変更について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募により選出する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、特別な事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部員（以下「部員」という。）は、委員のうちから委員長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する部員のうちから互選によって定める。

4 部会長は、当該専門部会の会務を総理し、当該専門部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、当該専門部会に属する部員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（委員の服務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（招集の特例）

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

第5次雲南市教育基本計画策定委員会委員名簿

委 員 役 職	氏 名	所 属 ・ 役 職
委員長(義務教育部会)	高 橋 泰 道	島根県立大学 人間文化学部 学部長
副委員長(幼児教育部会長)	梶 谷 朱 美	島根県立大学 短期大学部 短期大学部長
委員(義務教育部会長)	村 尾 隆 晃	雲南市立阿用小学校長
委員(社会教育部会長)	原 元 宏	出雲教育事務所 社会教育スタッフ
委員(義務教育部会)	上 代 直 文	雲南市立三刀屋中学校長
委員(義務教育部会)	難 波 順 子	雲南市立掛合中学校長
委員(義務教育部会)	三 島 章 祥	雲南市PTA連合会長
委員(義務教育部会)	大 地 本 敦 子	島根県立出雲養護学校雲南分教室
委員(義務教育部会)	須 山 守	市民代表(公募)
委員(幼児教育部会)	塩 野 知 佳	雲南市幼稚園PTA連合会長
委員(幼児教育部会)	小 田 操 子	雲南市立大東こども園長
委員(幼児教育部会)	阿 川 恵 美	雲南市立木次こども園長
委員(幼児教育部会)	周 藤 亜 由 美	雲南市立かもめ保育園長(社会福祉法人愛耕福祉会)
委員(社会教育部会)	石 飛 安 弘	雲南市社会教育委員会
委員(社会教育部会)	渡 辺 重 光	雲南市スポーツ協会会長
委員(社会教育部会)	山 田 雄 介	非営利型一般社団法人ine(イネ) 代表理事
委員(社会教育部会)	安 部 啓 子	株式会社 キラキラ雲南
委員(社会教育部会)	光 谷 由 紀 子	大東町地域自主組織連絡協議会副会長
事務局	小 田 川 徹 哉	教育長
事務局	中 村 和 磨	教育部長
事務局	石 飛 和 宏	こども政策局長
事務局	船 木 秀 一	統括監
事務局	松 島 貴 紀	統括監
事務局(総括)	金 森 里 志	教育委員会次長兼教育総務課長
事務局(庶務)	郷 原 絹 代	教育総務課 教育総務・給食グループリーダー
事務局(義務教育部会)	伊 藤 慶	学校教育課長
事務局(義務教育部会)	堀 江 亮 次	学校教育課 義務教育グループリーダー
事務局(幼児教育部会)	後 藤 和 子	こども政策局次長(兼こども政策課長)
事務局(幼児教育部会)	川 本 則 男	こども政策局こども政策課 専門官
事務局(幼児教育部会)	石 田 誠	こども政策局こども政策課 教育・保育グループリーダー
事務局(幼児教育部会)	白 築 香	こども政策局こども家庭支援課長
事務局(社会教育部会)	和 田 邦 夫	社会教育課長
事務局(社会教育部会)	藤 原 典 裕	スポーツ文化振興室室長
事務局(社会教育部会)	原 田 憲 一	国スポ・全スポ準備室室長
事務局(社会教育部会)	川 西 泰 恵	キャリア教育政策課長
事務局(社会教育部会)	角 田 徳 幸	文化財課長
事務局(社会教育部会)	熱 田 賢 二	総務部次長兼人権教育室長(兼人権推進室長)

適正規模・適正配置小委員会

委員長(義務教育部会)	難 波 順 子	雲南市立掛合中学校長
委員(義務教育部会)	村 尾 隆 晃	雲南市立阿用小学校長
委員(義務教育部会)	三 島 章 祥	雲南市PTA連合会長
委員(幼児教育部会)	塩 野 知 佳	雲南市幼稚園PTA連合会長
委員(幼児教育部会)	阿 川 恵 美	雲南市立木次こども園園長
委員(社会教育部会)	光 谷 由 紀 子	大東町地域自主組織連絡協議会副会長

第 5 次雲南市教育基本計画

編集・発行	雲南市教育委員会
住 所	〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521-1
電話・FAX	0854-40-1071、0854-40-1079
電子メール	kyouikusoumu@city.unnan.shimane.jp
発行年月	令和7年3月